

平成26年6月定例会 文教厚生委員会（付託）

平成26年7月3日（木）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

元木委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに議事に入ります。

これより教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】なし

佐野教育長

本日、報告事項はございません。

どうぞよろしく願いいたします。

元木委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

川端委員

おはようございます。事前委員会に続いて、認知症の関係についてお尋ねをいたします。

前回、事前委員会におきまして、認知症が今どれだけ社会問題になってきているかについてはお話をいたしました。認知症の方が今後、非常にたくさんの数になっていったとき、その方たちを社会で支えるという場合に、これまでの福祉の枠内だけでは到底足りないという状況が起こります。そうしたときに、将来を担う子供たち、若い世代が、この認知症について早いうちから認識を深め、そして、認知症の方に早く気付いてあげることが非常に重要になります。

そういったことから、この担い手として、子供以外の大人を対象とした認知症サポーターというのを養成し、その認知症サポーターの方が地域地域に必要な福祉サービスにつなげていくというのが今の方向なんです。是非、将来を担う子供たちにもそういった視点を持ってもらいたいということから、前回、事前委員会の場で、小学生にそれができるかどうかはまだ十分私も分かりませんが、小中高といった若い世代にサポーターになってもらえるような、そんなことはできないかというふうな趣旨で質問をいたしました。

この内容について、県の教育委員会はどのような考えを持っておられるのか、確認したいと思います。

濱井防災・健康教育幹

ただいま委員のほうから、認知症サポーターについて、教育の現場でどのように取り組んでいるのか、あるいはその方向性についてという御質問をいただきました。

教育委員会では、基本的に、高齢者に対する思いやりの心、いたわりの心を養うことについては、その重要性を非常に認識しておりまして、様々な場を通して育んでいるところでございます。認知症についても同じように、認知症の方々を支えるというふうな子供の育成の必要性については十分認識しております。

今お話しいただきました認知症サポーターにつきましては、認知症に対して正しい知識を持っており、そして、認知症の人やその家族について、自分のできる範囲での取組を行う、そういう人たちであると認識しております。したがって、子供の頃からそういう知識を持つこと、あるいは自分のできる範囲で取り組むことについては、非常に重要であると認識しております。

川端委員

認識はそれで結構かと思いますが、実際教育の場で子供たちにサポーターということを身に付けてもらうためには、課題もいろいろあると思うんです。

まず、基礎知識がある程度は要ります。ですから教育委員会としては、大体教育段階のこのくらいになったら理解ができるというふうな時点から、またそこから先がそれこそなかなか難しい問題なんです。どういうふうにサポーターとしての資質を備えてもらうかというのは、いろんな手法もあると思うんです。そのあたりは是非、教育委員会のほうで十分議論していただきたいんですが、もう少し掘り下げて何か御答弁はありますか。

濱井防災・健康教育幹

現在、学校で、発達段階や子供の状況におきまして、どのような取組が行われているのか、あるいは可能なのかということについての御質問でございます。

まず、認知症サポーターということになりますと、正しい理解が必要でございます。それから、やはり患者や家族の方を温かく見守るという姿勢が必要でございます。そのほかに、自分からできることを行う、あるいは身近な人と協力して行う、そして最終的には、地域のリーダーとして、そういう役割をしていただくというのが、認知症サポーターに求められている役割としての五つの認識であると思います。

このそれぞれのことを小さい頃から全てというのは非常に難しゅうございますので、例えば現在もやっておりますように、小学校におきましたら、高学年が福祉施設の訪問をするというようなときに、学校のほうでは事前にお年寄りの特性について指導しております。例えば突然後ろから話しかけて驚かせないということでもありますとか、あるいは、お年寄りの作業を急がせないというようなことについて指導しております。これにつきましては、実際に認知症サポーターの養成の中でも求められている、お年寄りに対する正しい対応の一つでございます。ですから、現在行われている内容につきましても、十分認知症サポーターの対応ができている部分もでございます。

一方では、例えば現在、高校で行われている介護でありますとか、そういった事柄については、とてもじゃないですけども小さな子供では無理であるということになります。

したがって、様々な発達段階におきまして、それぞれの理解できる、あるいは実行できる範囲で、認知症サポーターに必要な資質というのを養ってまいりたいと考えております。

川端委員

このサポーターというのは、もともと自らサポートをやりたいというふう到手挙げ方式の考え方なんです。ですから、無理やりサポーターをさせるというふうなことは、好ましくないと思います。教育委員会にこのことをお願いしたいのは、将来のサポーターになるような、そういうふうな人材を育ててほしいというのが正確な言い方なんでしょうね。小学校や中学校にサポータークラブなんていうのは、ちょっとなじまないんじゃないかとも思いますから。

そこで、もうちょっと具体的に、それじゃあ将来のサポーターを育成する上で、小さいときからそういう資質を身に付けるとなれば、学校現場でどのようなことをこれからする余地があるのか、していかなければならないのかという、このあたりを整理してもらいたいんですが、どうですか。今の段階で、ある程度はそれに対する答えを持っていますか。

濱井防災・健康教育幹

実際、学校現場で認知症を取り上げて行うということになりますと、限られてまいると思います。ただ、学校現場では、現在の社会の課題として、小学校段階におきましても、中学校段階におきましても、福祉の内容を取り上げて学習する場がございます。また、体育や保健体育では、病気の予防という視点での学習をする場がございます。そういった機会で、それぞれの学習内容を深めるという段階におきまして、認知症がどのように取り上げられていくことが可能なのかということについては、これから考えていかなければいけないと考えております。

川端委員

まだ課題もたくさんあるような気がします。できましたら、今の社会の大きな課題ですから、分かりやすく子供たちに知らせるような、そういった講演といいますか、まとまった話を聞くような、そういうふうな機会からでも設けていくと。そして、今、社会にそんなことが起こってるんだと、認知症というのは決して遠い存在じゃなくて、自分のおじいさん、おばあさんもひょっとしたらというふうなことで、子供のうちから身近に感じ、そして正確な理解ができるように計画をしていただきたいと思います。

これは、今後1年間、文教厚生委員会の中で、またその都度どういうふうなお考えかというのとは聞かせていただくことになると思います。サポーターについては以上で終わりますが、関連がありますので、道徳教育についてもちょっとお尋ねをいたします。

今、道徳教育、安倍政権になってから非常にこれを大きく取り上げて、力を入れて国の政策として進めております。この国の取組について少しお尋ねしますが、まず、文部科学

省の中で、この道徳についてどのような議論があつて、今、どのような状況なのか、そしてまた、我々地方が今、何をしないといけないのか、この点だけ教えていただけますか。

草野学校政策課長

お答えいたします。道徳教育に関する国の流れの御質問でございます。

まず道徳教育につきましては、学習指導要領の中で定められている内容でございますが、昨年、国のほうで教育再生実行会議の提言があり、それに基づきまして、文部科学省内で昨年12月、道徳教育の充実に関する懇談会というものを開催し、その中で、道徳教育の位置付けを明確にするとか、それから教材の充実等といった内容が出されました。それに基づきまして、今年の2月に、文部科学大臣から中央教育審議会に対しまして、道徳教育の教科化などにつきまして諮問し、現在、担当の下部の部会の中で審議をしているという内容でございます。報道を見ますと、秋ごろに答申が出るというようなことがあるのを承知しております。

川端委員

私の資料によると、道徳教材「私たちの道徳」について、使用を呼び掛けるし、その教材を全国の小学校に配ったというふうな話がありました。今のお話の中ではなかったようですけれども、このことについて。

草野学校政策課長

失礼いたしました。先ほど申し上げました文部科学省、国における政策の中で、「心のノート」というものが以前ございました。こちらの改訂版を、この4月に「私たちの道徳」として文部科学省がつくりまして、今年度から各校に配付したものでございます。

この内容につきまして、この5月に通知がたまして、各児童生徒に対しまして家庭での学習にも使うようにという内容の通知があつたということがございます。

川端委員

いつ配られましたか。

草野学校政策課長

実際学校に配られましたのは、この4月に入ってからでございます。

川端委員

4月に入って配られたものの、実際、国の方針どおりに活用が十分されていないと。4月に配って5月というのはちょっと早いかなとも思いますけれども、国としてはそれだけ力を入れてるんでしょうね。わざわざ通知を出したわけですから、しっかりこれを活用するということ。それだけ国としても力を入れているわけなんですけど、以前あつた「心のノート」とこの「私たちの道徳」の違いなんですけど、そのあたりはどう違うんですか。

草野学校政策課長

具体的には、その分量につきましてもかなり大幅に充実をしているところがございます。

また、その構成につきましても、四つの視点という形で、一つ目は自分、自己との関わり、それから二つ目は他人、あなたと私、それから三つ目は崇高なもの、命ですとかそういうもの、それから四つ目は社会ですとか集団というような、こういう四つの観点。この新しい「私たちの道徳」につきましても、小学校では、1，2年生で1冊，3，4年生で1冊，5，6年生で1冊の合計3冊，それから中学校で1冊という形の4冊でございますけれども、先ほど申し上げました四つの視点を繰り返し、同じ視点でいずれも貫かれて、統一して繰り返し道徳で学ぶべき内容をしっかり学ぶことができるような教材になっていると認識しております。

川端委員

私が聞くところによると、配ったものの、それを家庭に持って帰ってというような本来の運用がされていないというので、こんな早々に通知が出されたんだというふうに思うんです。ですから、単に学校での教材に使うというだけでなく、家庭に持ち帰り、親ともそれを一緒に見、そして、地域の方にもそのことで接するというようなことだと思っております。ですから、徳島県としても、本来の目的のとおりしっかりと普及するようにお願いしたいと思います。

この道徳教育というのは、第1次安倍内閣のときからこれまでの大きな課題でして、しかし、なかなかうまくいきませんでした。どこが難しかったかという、教科にする、いわゆる教科書として道徳の教科書をつくる、ここがどうも難しかったようです。ですから、いまだに教科にはなっていないのが現状じゃないですか。そうですね。早く教科にしなければいけないと私も思っておりますが、教科という言葉、教科書にはどういう要素が必要なんですか。

草野学校政策課長

教科書につきましては、学習指導要領にその目標、それから内容が書いてございます。この学習指導要領に定めております目標に沿った内容をしっかり記載している必要があると思っております。

また、教科につきましては、評価というものが当然ついてくるものでございますので、このような視点からも系統的につくり上げられ、考えられている内容性が求められるということでございます。

川端委員

教科になると評価を伴うということです。やはり評価するということになると、誰でもが評価というわけにもいきません。ですから教員の資格、いわゆるライセンス、これも必要な要素ではないんですか。

草野学校政策課長

御質問のとおり、教科につきましては、それぞれ免許という形で、資格でございますけれども、おっしゃるとおり必要な要素でございます。

道徳の教科化に向けて、現在国のほうで審議しているところでございますので、今後は、どのような形でそれを免許という形で区分分けをするのか、また、その間の経過措置といましようか、そういったものをどうするのか、こういったものも含めて検討されていくものだと思っております。

川端委員

教科書ができ、そして、その専門の先生を養成するという方向でこれから進んでいくんでしょうが、この度出た「私たちの道徳」という教材は、まだ教科書じゃないということですが、いよいよ教科書ができ、そして、そのためのライセンスができるのはいつになるんですか。

草野学校政策課長

実施の時期につきましても、国のほうで審議されているものと認識しております。具体的なめどにつきましては、答申は秋頃にという報道がございましたと先ほど御紹介いたしました。その中で、いつから本格的な実施、またその関連の事項、先ほど委員おっしゃいましたとおりの免許の話ですとか、それから、教科書になれば、当然周知の期間、検定の期間、それから選定の期間というような形で相当時間がかかるものだと認識しておりますので、そのスケジュールにつきまして、まだ我々としては承知しておりませんが、そういったものも明らかになってくるのではないかと思っております。

川端委員

早ければこの秋と。来年の春ぐらまでという場合もあります。しかし、そんなに遠い話ではないんです。そこで、これまでは国の動きについてお聞きしましたが、徳島県の道徳教育への取組について、ここからは質問したいと思えます。

まず、県からいただいたこの資料によると、徳島県内の道徳教育をどうするかと。まず、各校における取組として、各校に道徳教育推進教師等を配置するんだとありますが、この道徳教育推進教師とはどのようなものですか。

草野学校政策課長

道徳教育推進教師は、学習指導要領の道徳の項目に定められておりまして、各学校に置くこととなっているものでございます。

川端委員

各学校に置くということですけど、その推進教師というのは、本当に一生懸命情熱を持

って推進をしてくれなきゃだめなんです。校長先生が、あんた、これから推進教師だよと、ぱっと指定するような、指示するような、今そんな段階であると思うんですけど、何せ資格もないですから。教材もない中でね。

県としては、どんな方をこの推進教諭に充てて、各小学校に格差の生じないように、きちっとした推進が図られるということにしてもらいたいと思うんですが、この点についてどのような計画を持っているか、お願いします。

草野学校政策課長

道徳教育推進教師の御質問でございます。

道徳教育推進教師でございますが、その役割が、これも学習指導要領に記載されてございます。御説明申し上げますと、具体的には、道徳教育自体が学校の教育活動全体で行うという形でまず設定されているものでございます。また、道徳教育の年間の指導計画の作成ということとか、また、全教育活動における道徳教育の推進・充実、こういったものを行うのが役割と考えている部分でございます。

実際じゃあどのような人がこの道徳教育推進教師になっているかということでございますが、校長が選任するものでございますが、教職員歴が20年を超えるベテランの教師が約6割以上、それから全体の8割が10年以上といったところです。全体の教育活動で道徳教育を推進するというのが学習指導要領に定められているところでございますので、その役割に沿って全体の指導ができるような方が就かれていますと認識しております。

また、県としてどのようにということでございますが、県といたしましては、こういった道徳教育推進教師に求められる役割の周知のほか、研修を行っております。今年の研修につきましても、新しくこの4月から文部科学省が配付しました「私たちの道徳」を使った授業の例、こういうふうにするんだよというような形で紹介しながら、この道徳教育推進教師の役割、資質の向上に努めているところでございます。

川端委員

教育界の中には日教組をはじめ各種団体がおるわけで、なかなか学校に1人の道徳教育推進教諭を配置したからといって、それで推進できるとは思わないんです。いろんな考えを持った先生がいますから。

やはり大事なものは、学校の経営者である校長がしっかりと前面に立って、そして、こういう推進教師がきちっと仕事ができるように十分配慮していかなければ、これは一つも進まないというふうに思いますが、教育長、このあたりはどうでしょうか。校長に対する道徳教育の推進について、どのような姿勢で教育長としては、校長会をはじめ教員に協力を願うのか。お願いします。

佐野教育長

今、川端委員のほうから、道徳教育推進に当たっての管理職、とりわけ校長に対しての姿勢というお話をいただきました。

当然、道徳教育については、先ほど来、担当課長から話がありましたように、県教育委員会といたしましても重要な事項と認識しておりまして、また、国の動向も注視をして理解しているつもりでございます。「私たちの道徳」の中をかいま見ましたけれども、本当に私どもにとって忘れてはならない生きる基本のところは小中学校について書かれていると読んだところでございます。そういったところで、やはり学校の経営者として、人間として生きる基本のところは指導しなければならない、それは当然のことでありまして、校長には、人の心の思いやり、人の生きる指針、そうした道徳教育に対してしっかりと取り組んでいくように指導、支援してまいりたいと考えております。

川端委員

教育長が先頭に立って、是非この道徳教育の導入について頑張っていたいただきたいと思います。

日本が世界から好感を持って評価されている、その理由の一つが、道徳心というものが日本人は世界各国の方々に比べて特に優れているのではないかと思うんです。財布が落ちておったら、それが戻ってくる国なんていうのはそうそうないわけで、やはり人の物をとったりしないというふうな、そういった道徳心をこれからも日本人がしっかりと身に付けていけば、また国際社会から評価されて、それが平和にもつながっていくものと思います。

安倍政権の肝入りの教育改革、特に道徳の教科化については、私も結構関心を持って見ております。これからまだ文教厚生委員会も続きますから、しっかりとその都度、皆さん方に再度お聞きすることになるかと思っております。

やはり教育は、学校教育だけではなくて家庭教育が非常に大事でして、この道徳でも、学校の中だけというんじゃなくて、是非この教科書を家に持ち帰るということを、今回わざわざ文科省がこのように通達まで出したんですから、これは十分そういうことがされていないという表れだろうと思っておりますから、家庭に持ち帰り、そして家庭教育の中でも生かしてもらおうというふうにお願いしたいと思っております。また文教厚生委員会でも、この度の県外視察には、そういった学校教育だけじゃなくて家庭教育に力を入れている、そんなところも入っておるようです。是非この家庭教育と学校教育が車の両輪となって、道徳観のある将来を担う子供たちを育てていただきたい、いきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、私の質問を終わります。

岩丸委員

私のほうからは、事前委員会でも提示されましたこの度の補正予算の概要の中で、英語教育強化地域拠点事業並びに英語指導力向上事業といったことについて、少し詳しくお話しただけだと思っております。

まずは、小学校の英語教育の早期化、教科化に取り組むということでございますが、県内小学校における英語教育の現状についてお聞かせいただけたらと思っております。

加藤グローバル人材育成担当室長

県内の小学校における英語教育の状況でございます。

現在の学習指導要領の中では、これは教科ではございませんが、小学校5，6年に週1こまの英語活動を実施するということが盛り込まれております。この要領に基づき、県内の各小学校では、コミュニケーションが中心になるんですが、5，6年に週1こまの英語活動を実施しているところでございます。

岩丸委員

5，6年生に英語教育というか、活動と。遊びと言うたらいかんけど、そういうのも兼ねて英語に親しむというような格好で今、行われているというような理解でいいかとは思っています。

その中で、阿波中学校区においての実証実験みたいなことが行われるということでございますが、特にその中で、小学校英語教育の早期化、また教科化というような取組も行われるということでもあります。今、まだ国の方針というか、そういうのがきっちり出ていないところではあるかとは思いますが、国は2020年に全面実施を目指しているというふうにお聞きをしているわけで、それで間違いないでしょうか。また、それに伴って、何年生ぐらいからスタートしようとしているのかということはどうでしょうか。

加藤グローバル人材育成担当室長

昨年の12月でございますが、国のほうでグローバル化に対応した英語教育改革実施計画が公表されております。この中で、将来的という言葉は付いておりますが、小学校5年生、6年生につきましては、教科として英語授業を週3こま程度行う、それから、小学校3年生、4年生については、英語活動として週1こま行うということが盛り込まれております。これがいわゆる早期化、教科化ということでございまして、実際に全国的に教科化されるには次の学習指導要領の改訂が必要になってくるところでございます。

現在、国のほうでは、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックを目指して、こうした取組を前倒しで実施するというようなことも述べております。大体学習指導要領は10年ごとに改訂されるわけでございますが、現在の学習指導要領が平成20年に改訂されておりますので、次は30年になろうかと思っておりますが、恐らく前倒しということになろうかと考えております。

岩丸委員

また、教科化ということでは、先ほど川端委員のほうから道徳の教科化ということで、それには、いわゆる道徳に精通した先生とか、またその評価というようなことが発生するということでございます。やっぱり同じようにこの英語についてもそういったことが言えるのかなということ、特に英語に精通した教員、今の小学校の教員の英語というのがちょっとどなんんか分からんわけでありましてけれども、先日も見ておりましたら、京都府、京都市の教育委員会では、この2015年度の教員採用から英語ができる人材の獲得に力を入

れる、海外勤務の経験者や英語検定所持者に1次試験の一部免除などで優遇するというような記事も出ております。そういった先生の確保というか、また指導力についての県の対応はどういうふうを考えておられますか。

加藤グローバル人材育成担当室長

小学校で英語を教える場合の教員の能力の確保ということでございます。

まず一つは、英語教育強化地域拠点事業として指定された阿波中学校区域でございますが、こちらのほうにおきましては、中学校の英語教員を指定を受けております小学校のほうに英語教育推進リーダーとして配置しております。この推進リーダーが中心となりまして、指定の小学校の教員と一緒に、どういう授業をこれから行っていったらよいか、どういう教材を使ったらよいかということの研究してまいります。

これはモデル的な事業でございますが、もう一つ、これは県全体の話になりますが、来るべき英語の教科化に向けまして、これも6月補正でお願いしております英語指導力向上事業がございます。この中で、中学校、高校の英語教員の研修の充実を図るということもございますが、新たに小学校教員の英語の教科化に対応するための研修を今年度から実施してまいりたいと、このように考えております。

岩丸委員

英語って、やっぱり会話ができないかんのじゃないかなと、やっぱりこれが一番基本というか、ベースじゃないかなというふうに思うわけでありまして。私のことをちょっと振り返ってみますと、約10年近く英語を勉強したとは思いますが、さっぱり会話はできない、子供が話しておる英語を聞いても分からないと。そういうのでは本当に困る。今の子供たちはもっと英語とかに触れる機会も多いんかなと思いますけれども。是非、先生方にもそういった会話能力がこれから求められてくるんじゃないかなと思いますので、そういった能力向上というか、そういう能力のある方に指導できるような、いろんな環境をつくっていただけたらと思うわけでありまして。

その中で、やはり指導力向上事業で、先ほどお話がございましたように教員の指導力の向上もですが、ALTの指導力の向上ということもここに内容として挙がっております。このALTって、私も何人か知っておるわけなんですけれども、その人その人によってえらい差があるなというのを非常に感じたわけでありまして。このALTというのは、県のほうが選んでいるのか、それともどうなっているのか、その選定というか、その手順はどういうふうになっているんでしょうか。

加藤グローバル人材育成担当室長

ALTにつきましては、外国語指導助手ということでございます。このALTの任用につきましては、県立学校においては県が、市町村立学校についてはそれぞれの市町村が任用を行っているところでございますが、募集、選考、面接、採用につきましては、総務省、外務省、文部科学省の協力のもと、一般財団法人の自治体国際化協会、通称CLAIRと

申しますが、こちらのほうが行っているところでございます。

具体的な流れを申し上げますと、まず、ALTの配置を希望する場合、例年2月頃、出身国であるとか性別とか専攻分野について、自治体国際化協会のほうに希望内容を伝えます。これをもとに、協会のほうにおいて、その年の国別の採用人数を決め、協会が海外の日本大使館とか日本領事館を通じて募集、選考試験、面接を行うということになっております。こうして採用されたALTを協会が各自治体のほうに割り振り、各自治体において基本的に8月頃に任用するというようになっております。

岩丸委員

そういうふうに、今のイメージだったら、CLAIRがある程度決めて、徳島県が要望した人数を配置してくれると。

そのALTに対しての指導力向上のための研修というか、勉強会、それがどうなっているのかなということと、例えばALTの人は、教員の免状なんかは持っていない人が多いやにもお聞きしたんですけども、補助と一緒にいて、英語で話しよるんを聞かすというぐらいのレベルなんでしょうか。また、指導力の向上を図るということは、どういうふうなイメージをしたらいいんでしょうか。

西浦総合教育センター所長

外国語指導助手の指導力の向上について、その取組の御質問でございますけれども、ALTは、来日直後に東京で集中的に研修を受けた後に赴任してまいります。本県では、文部科学省、徳島県教育委員会主催で、自治体国際化協会共催として、外国語指導助手の指導力等向上研修を毎年4日間実施しております。そして、県内のALTが総合教育センター及び徳島北高等学校に集まりまして研修を実施しているところでございます。

内容といたしましては、効果的な指導計画や指導方法についての講義を受けましたり、徳島北高校での授業実践に向けた指導案づくり、あるいは徳島北高校で行いますEnglish Dayにおいて、1, 2年生全クラスと3年の国際英語科に対し、班別で授業を実践する研修、あるいは効果的なティーム・ティーチングの在り方についての協議などを行うこととしております。小学校につきましては、ALT自身が小学校用の教材づくりを行いましたり、小中学校のALTで意見交換する時間をその研修の中でも設定しております。また、研修とは別に、総合教育センターのほうに各市町村から要請がございましたら、総合教育センターの英語担当の指導主事が市町村に出向きましてALTの研修を行っております。教材の説明でございますとか教員との打合せの方法、あるいはティーム・ティーチングについての説明などを行いますり、学校での指導に生かしてもらうよう研修を進めているところでございます。

美馬教職員課長

先ほどの小学校教員の英語力の御質問でございますが、研修及び採用についてお答えさせていただきます。

まず、今、行っております小学校英語活動は平成23年度から行われておりますが、本県では、その3年前の平成20年度から小学校教員を対象に研修を行っております。それ以来、毎年継続して、昨年度まで6年間で、およそ延べ1,000人近くの小学校教員に英語によるコミュニケーション能力の育成、また授業力の向上を目的とした研修を行ってきております。加えて、本年度、先ほど加藤室長のほうから話がありました新たなパワーアップ研修で、小学校の教員のコミュニケーション力、授業力の向上に資する研修を行うということになっております。引き続き、このような研修を行ってまいりたいと考えております。

また、採用に関してですけれども、英語教育に必要なコミュニケーション能力を備えた人材をどのようにして確保していくかというのは、これから大切な課題であると認識しております。現在のところは小学校教員の採用に英語能力を課してはおりませんが、今後、どのような能力を持つ人材が必要か、また、その選考に当たって、どのような選考が適切であるか、そういうことをしっかりと検討しながら、今後、採用に向け、しっかりと勉強していきたいと考えております。

岩丸委員

私自身、さっきからALT、ALTと言るのは、できたら学校の教員の方にレベルアップしてもらって、そこでやってもらうのが一番ええのかなと。確かに外国の方に来てもらって、その中に参加してもらおうというのもええかなとは思いますが、さっきも言ったように、いい人材が来てくれたらいいんですが、全体のレベルが、本当に足を引っ張るような人材もたくさんおるといようなことでございます。

ちょっとあとALTのことで言うたら、現在何人おって、給与がどれぐらいで、どこから出よんかっていうのだけ、もし教えていただけるんだしたらお願いします。

加藤グローバル人材育成担当室長

現在の県内のALTの数でございますが、徳島県のほうで任用されておりますALTが21名、それから各市町村で任用されておりますALTが54名、合わせて75名でございます。

それと、ALTの年間報酬でございますが、こちらのほうは、外務省、文科省、総務省の3省通知によりまして、1年目は336万円、再任用されて2年目については360万、3年目は390万というふうに定められております。

それから、財源でございますが、これは各任用団体の一般財源になりますが、地方交付税措置の基準財政需要額に算入されているところでございます。

岩丸委員

大体これぐらいかなと思いましたが、それぐらいの人数が今、活動されておるようでございますが、ええ給与やなというのを非常に思うわけです。

こんな中で、今75名ですか。全部国のほうからでなしに、地域にもそういういろんな人材はおるんでないかなと思うんです。県がそれぞれ面接なりして、いい人材は県内で調達と言ったらおかしいけど、外国の方もおいでるし、英語に堪能な方もおいでるし、海外で

生活した方もおいでるし、外国の方で日本人と結婚してお住まいの方もおるだろうしということもあるんで、是非そういうようなことも含めて、今後いろいろ検討していただけたらというふうに思うんですけども、それに対してどうでしょうか。

加藤グローバル人材育成担当室長

現在のALTの任用につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、国及び自治体国際化協会の制度の中で実施しておりまして、このALTにつきましては、県で直接面接を行い採用するというのは、正直申し上げましてちょっと難しいのかなというふうに考えております。

ただ、採用に関しましては、先ほど西浦所長から御説明ございましたように、東京での研修、それから県内でも研修を行っているところでございます。また、各任用団体におきましては、勤務評価、面接を行っておりまして、こういう機会を通じて、ALTの服務規律でありますとか、ALTの果たす役割といったものを十分指導できればと考えております。もちろんALTの年間報酬は一般財源でございますので、面接選考を行っております国や自治体国際化協会に対しましても、厳正な審査を行い、能力の高いしっかりとしたALTを採用するように申し伝えてまいりたいと、このように考えております。

岩丸委員

なかなか難しいのかなとは思いますが、これだけ出さんでも来てもらえるような人材がおるんでないかなと思うし、是非そういったことも今後考慮していただけたらと思います。

いずれにしても、これから、言われておるところのグローバル人材というか、海外と常に接触していかないかん、外国人の方とも話していかないかんという時代にますますなってくると思うんで、英語というのはどうしても必要な言語じゃないかなと思います。そういったことで、是非すばらしい指導者を育成していただくなり採用していただくなりということをお願いしておきます。

それと、今朝もちょっと新聞のほうで、子供がけがをしたというようなことも出ておりましたが、この中でも、その他議案の中で、野球部活動中に起こった事故で裁判云々ということも出ております。学校生活であるとか、その授業中であるとか、部活中の事故とかけがというのは、ここ数年どういふふうな状況かお聞かせいただけたらと思います。

高原体育学校安全課長

委員のほうから、部活動を含めます事故の報告について御質問いただきました。

各学校で発生した事故につきましては、電話等の対応の後、学校のほうが重大と判断した部活動の事故については、人権課に報告されるようになっております。重大事故については、平成23年が1件でございます。この1件が委員お話しの裁判になっている件でございます。平成24年が3件、それから平成25年が2件でございます。

そのほかに日本スポーツ振興センターに災害共済を掛けておりまして、事故の補償を医

療費として請求できるようになっております。その件数に関しまして御説明しますと、徳島県内全数で部活動に関しては、平成23年が1,304件、例えば重大な事故と思われる骨折については、そのうち272件でございます。平成24年が1,300件、骨折については325件。平成25年度は1,241件、骨折等が304件でございます。今申し上げました1,300件前後の数につきましては、すり傷ですとか切り傷等も含まれております。医療機関にかかった数でございます。

岩丸委員

分かりました。1,300件前後ということで、その中で、骨折というたらある程度重大やと思うんですが、それ以外の重大な事故というのは、例えばどんな事故か。野球活動中のこの裁判のは別にして、あと平成24年度が3件、25年度が2件というんですが、どの程度が重大な事故というふうになつとるわけなんですか。

小林いじめ問題等対策室長

件数の中身については、誠に申し訳ございませんが、今この場で把握はしてございません。

岩丸委員

個人情報的なこともあるのかなとは思いますが。ある程度、運動、スポーツをしておいたら、けがとかいうのは若干つきものところもあろうかと思いますが、早めに、そして素早い対応というか、そこら辺も今後とも是非お願いをしたいと思います。

それから、これはちょっと要望だけなんですけれども、昨年ぐらいから体罰問題を受けていろいろ言われておまして、県内でも本来指導せないかんというか、指導が必要な生徒ってやっぱりおると思うんですが、なかなか厳しい対応ができよらんのかな。できよらんということはないと思うんですが、なかなかしにくくなっているのかなというようなことで、逆に萎縮しとると言ったらおかしいですけど、そういう先生方がある程度出てきかけておるような話もお聞きをいたします。

何せ、どう言うんですかね、触らぬ神にたたりなしですけども、できるだけ無視しとけというか、ほっとけという、こういうふうなことにならんように、やっぱりある程度厳しさというのは要るんでないかなって、私自身は昔からそういうふうな思いもございます。是非そういった点も含めて、体罰をどんどん奨励せえというものではないわけでありまして、厳しい指導はしっかり今後ともやっていただきたいと要望して、私のほうは終わります。

黒崎委員

私のほうからも、今、岩丸委員がおっしゃった英語教育のことについての関連で、少しお尋ねをしたいと思います。

これからの日本の国のありようを考えれば、英語が大変重要な、いわゆるツールと申し

ますか、学習しておかなければならないものであることは確かであります。私自身も英語については、聞くだけで英語が覚えられるとか、そんなものでも使ってもう一回覚えてみないやいかんな、チャレンジせないかんなと、本当にちょっと海外に行く度に心の中からいつもそう思っているんですが、なかなか現実にはそうはならないというところがあります。

ただ、日本の国内でやらないやいかんなと思うよりも、外国に行って思うほうがはるかにやっぱり強いんです、英語の必要性というか。もうほとんどが英語が共通言語になってしまってるんです。英語でしゃべればどこに行っても何となく通じる場所がある、何となく同じ話題で、ちょっと何とか違っていても一緒に笑えるようなところがあります。そういうことを身に付けるというのは、非常に大事なことだろうと思います。

日本の国の中で英語を身に付けさせる、これも、我々は英語教育を本当に10年ぐらいやりましたけど、全然身に付いてないです。その反省も踏まえて、今、更に新たな英語教育ということでお考えになっておられるんだろうと思います。そんなこんなで、私が思いますのに、例えば、これは中学校では無理かもしれませんが、外国語教育の中でちょっと1回生徒を外国に出してみる。中学校でもいいんですよ。英語教育という中で、国内で教えることプラス外国に1回出してみるということも検討されてはどうかと思います。

今の状況では非常に難しいかもしれません。ただ最近、大学でも、文学部はもちろんのこと、英文学ももちろんのこと、経済学部でも出しておる大学もあります。それとか最近では国際交流学部のようなものができて、正に外国とのコミュニケーションをどうとるのかみたいなことも学校の中で教え始めている。新しいコミュニケーションということを考えれば、一つの文化になりつつあるのかな、必要な学部なのかなと思ったりもします。

そういったことについて今どうお考えでしょうかとお尋ねしても、さあ、どんな答えが返ってくるのかなということがあろうかと思いますが、高校生あるいは中学生、本当はもっと早い時期からのほうがいいのかもかもしれませんが、1回生徒とか子供を外に出して、英語の必要性を臨場感を持って認識させるということの必要性について、1回出してみるということについては、今現在どんなお考えでございましょうか。

加藤グローバル人材育成担当室長

生徒を1回海外に出してみたらいいんじゃないかというお尋ねでございませけれども、正におっしゃるとおりでございまして、留学というのは、実際現地においてネイティブの方と一緒に話をするとか、現地の文化や生活に触れることで、短い期間ではなかなかすぐに語学力の向上は難しい部分でございませから、逆に、今後英語が必要だということを自ら判断して、語学力向上に努めていこうというような大きなきっかけになるかと考えております。

県におきましても留学について推進しているところでございまして、1年以上の長期留学、それから、なかなか1年は難しいという生徒さんに対しましても、2週間程度の短期の留学、語学研修でございませますが、そういったことにつきまして、各学校と連携して取組を進めているところでございませ。

黒崎委員

もう既にやっているということですので、私の勉強不足でございます。

できるだけ1人でも多くの方に、英語の重要性を身をもって経験という中で分かっていたきたい、理解していただきたいと思うのであれば、期間は本当に短くていいと思うんです。本当に3日でも4日でもいいと思うんです。外国人もたどたどしい英語を使うんやなと思う、それだけでもすごくプラスになると思います。1人でも多くの方に英語を肌で経験してもらう、それも英語圏以外のところで英語が使われていることを大いに経験するということが重要ではなかろうかと思っておりますので、今後ますますそういったことも進めていただきたいと思うことが1点です。

実は今日、本当はこんな質問をするつもりではなかったんです。ただ、英語教育ということで、岩丸委員がかなり力を入れてやられましたので、どうせやるならこんなこといかがでしょうかという提案と、その反面、正に日本語教育の話なんですけど、やはり英語教育を進めるのであれば、日本語の教育も同時に同じようにしっかり進めていただかなんたら困るなという気持ちが実はあります。

さっきイントロの部分で、これからの日本のありようみたいなところから入ったんですが、外国の方が来られたら、やはり日本の文化というものに非常に興味を持たれている。我々が興味あるかなと思うもの以外のところで、日本本来の、非常に見つけにくい、我々が認識せずに来てしまっている本当に日本的な部分のことに非常に興味を抱かれてる。あるいは、ある高校生が外国へ行って、これはイギリスの話なんですけど、イギリスに1年ぐらい留学して、行って一番最初に何を聞かれたかという、源氏物語について聞かれたっていうんです。こんな例は特殊なんでしょうけど、非常に興味を持っているということなんです。外国の方が日本人よりも日本の源氏物語に興味を持っているという、この状況は、さほど珍しいことではないんだろうと、そんな思いが私にはあります。

そんな中で、我々は古典であったり漢文であったりを先生に怒られながら一生懸命勉強しました。済みません、勉強不足で間違っているかもしれないんですけど、何となく覚えているフレーズなんか頭の中にあります。レ点がどうか、返り点がどうでどう返っていくんだという面倒くさい取決めがあるんですけど、これも今になったら、書道なんか見ていたら何となく読めちゃうところがあるんです。こういった古典であったり古文であったりという教育は今どうなってるのかということが一つ。

それと、短歌であったり俳句であったりという短い決められた言葉の中で、空間を表すというか、全体を表しちゃう、この日本が持っている独特の言葉の技術というか、想像させられる空間を持っている言葉というか、こういった教育というのは今どうなってるのか。この辺についても非常に興味があるところでありまして。特に今、いろんなテレビの番組の中で、これも特殊な人なのかもしれませんが、そうでもないかもしれませんが、日本語で短歌をがんがん分かっている外国人とか、そんな方がおられるような報道もありますし、実際報道されるということは潜在的にたくさんおられるんだろうなと、そんな感じもいたします。

今、わけの分からん短縮された日本語でメールのやりとり、うちの子供もそうですけど、

一体何を言わんとしてるのか、逆に我々はさっぱり分かりません。でも、こんなことでもいいのかというのはあると思うんです。ああいったツールの通信手段で言葉のやりとりがある、それが普通になっちゃう。日本の将来を考えれば、人類の将来を考えれば、それはそれでいいのかもしれない。ただ、やっぱりいかにも薄い、薄っぺらい、そんな言葉の文化では日本人としていかんと思います。さっきの道德教育の話と一緒に。是非とも英語を進めるのであれば、このあたりのこともひとつ十分にお考えいただきたいと思うんですが、それについて、済みません、よろしくお願いします。

三宅学力向上推進幹

ただいま委員さんのほうから、グローバル人材には、英語力も必要だけれども、それに伴うやはり日本語の力、こういったことについてということで御質問をいただきました。

委員お話しのとおり、日本語の教育をしっかりとやって、国語の力を身に付けて、読んだり書いたりする力とか、人の話を聞いたり、また自分の考えをしっかりと話して伝える力、こういったものを身に付けるということは非常に重要なことであると捉えております。また、グローバル人材となるためにも、日本の文化も知り、今、御指摘のありました漢文、古典などといったものや、短歌、俳句、こういったリズム感といったものも身に付ける、そういった人物を育成していくことは非常に重要であると捉えております。

平成23年度から小学校で全面実施となりました学習指導要領では、小学校3、4年生の国語におきまして、易しい文語調の短歌や俳句について、情景を思い浮かべたりリズムを感じ取りながら音読や暗唱したりするといったこと、また、5年生、6年生になりますと、親しみやすい古文や漢文、近代以降の文語調の文章について、内容の大体を知り音読する、また、古典について解説した文章を読み、昔の人の物の見方や感じ方を知る、こういったことが盛り込まれておりまして、実際こういうことを踏まえて教科書がつけられており、非常にたくさんのいろんなところの題材に短歌や俳句が持ってこられたりとか、古典的な内容が盛り込まれたりしております。また、24年度から全面実施になりました中学校学習指導要領におきましても、伝統的な言語文化に関する事項といたしまして、作品の特徴を生かして朗読するなど古典の世界を楽しむこと、また、古典に表れた物の見方や考え方に触れ、登場人物や作者の思いなどを想像するということを始めまして、やはり日本の文化を大切にしていくことが国語の授業の中で実施されておるところでございます。

黒崎委員

でありますから、そういうことをやってるというのは分かります。なおに大切だということをおし上げております。日本人である以上、日本の言葉、これは最低限です。日本人で日本語1級とか日本語初段とか二段とか、そんなものはないわけございまして、人間の厚みって、やっぱり言葉で伝える能力と言葉を理解する力です。これは外国へ行って英語を使うときでも一緒だと私は思うんです。英語でしゃべっても、やっぱり日本人である以上、英語でしゃべったことを後で日本語に直して考えますよね。あんなことを言うんでなかったとか、今度こうやって言われたら、こうやって言えるように努力しようとか、

日本語で考えると思います。だから、英語の教育は大事です。どんどん進めるのは大事ですけど、バランスをとるという意味で。

それと、外国の方が日本人に対して興味があるというのは、日本本来のものに対して興味があるのであって、決して自分の国と近いものに対して深い興味があつてというふうなことではないだろうと、そのように思います。我々が外国に対して興味を抱く部分もそういうものであると思います。ですから、文科省の方針もあろうかと思いますが、やっぱり徳島県の徳島人を育てるという意味合いで、徳島県の教育委員会は、是非とも日本人として外国へ出しても恥ずかしくないんだぞという、こんな教育を、英語だけでなしに日本語もちゃんとしゃべれるぞ、感性も豊かだぞという、こんな人間を育てるということに全力を傾けていただきたいなって思います。今日は大分力を込めて言よるところもあるんですけど、是非ともそれはひとつよろしくお願いを申し上げます。

お願いを申し上げて、あと認知症のことで、先ほども川端委員のほうからお話もございまして、教育長のほうから御答弁も賜りました。認知症についての学習ということで、恐らく教育委員会ならではの手法もあるだろうし、お考えもあると思いますので、是非ともそういったことでひとつ推進のほうをよろしくお願ひ申し上げたいと思います。よろしくお願ひいたします。

さっきの日本語の学習ということで、教育長、ちょっと一言コメントをいただけませんか。そのことについてどのようにお考えでしょうか。

佐野教育長

今、黒崎委員のほうから、グローバル人材を育てるには日本の文化・伝統理解ということについても重要じゃないかというふうなことをいただきました。

当然のことで、英語はコミュニケーションのツールだと認識していきまして、これがたまたま英語であり、世界で一番何がしゃべられているかという多分北京語か、あるいはスペイン語かもしれないけれども、しかしながら、世界の共通のツールとしては英語というふうなことが言われております。そういった中で、英語がしゃべれるという意味では、言葉がしゃべれる、会話能力があるというだけではグローバル人材の育成にはつながらないと当然思っておりまして、日本の文化、そして我が国の伝統、そして、ひいては徳島県の文化・歴史、そういったものを認識した上で、そのアイデンティティーがあつた上で、コミュニケーションツールとしての英語を学び、そして、それでコミュニケーションをとり、世界の中で活躍するのが当然のことだと考えております。

そういった中で、先ほど黒崎委員のほうから、また岩丸委員の話もありましたけども、学校教育でよく英語がしゃべれないというふうなことになると思います。そういったことに私どもとしても反省をしながら、英語がしゃべれる、そしてグローバルな人材を目指すということと、日本文化・歴史を学ぶことの双方向性が大切だというのは十分認識していきまして、それについて、これから正に取り組んでいこうという心構えで取り組んでいるところでございます。

黒崎委員

ありがとうございます。是非ともよろしく願いいたします。

それと、もう一点、ちょっと聞くのを忘れたことがございまして、海外に留学されていたり、短い期間行かれるような制度を利用している方がおられるということでございますが、大体年間に何人ぐらいおられるのでしょうか。例えば、昨年あるいは一昨年あたり、何人ぐらいおいでましたでしょうか。

加藤グローバル人材育成担当室長

留学者の人数でございますが、今年度の1年間の長期の留学につきましては、高校生については6名でございます。昨年度も同じく6名となっております。それから、短期の留学といいますか語学研修でございますが、こちらのほうは大体夏季休暇とかを利用しますので、今年度はこれからということになります。昨年度の人数で言いますと、高校、中学合わせて120名余りというところでございます。

黒崎委員

短期で私はいいと思うんです。短期で行って、短期で空気で覚えてくるということではないと思いますので、これもできたらもうちょっと枠を増やしていけるようによろしく願いいたしますということをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

達田委員

今朝ほどの新聞で大きく報道もされておりました集団的自衛権の閣議決定について、県民の皆さんから本当にいろいろな御意見、怒りの声も寄せられているということが徳島新聞でも報道されております。それで、こういう事態の今、教育長さんと教育委員長さんにお尋ねしたいんですけども、戦後の教育の原点というのが、一番基本となるところが何であったのかということをもう一度お話ししていただけたらと思います。

酒巻教育戦略課長

今、達田委員のほうから、本日の報道を踏まえて、県として今までどう行ってきたのかということでございますけれども、まず、今、私どもが進めております教育に関しましては、徳島県の教育振興計画を立てておりまして、その第2期計画を平成25年度から29年度という形で立てさせていただいております。この私どもの徳島県教育振興計画というのは、国の法律である教育基本法を参酌して立てるという形になっておりまして、その教育基本法の前文には「我々は、日本国憲法の精神にのっとり、わが国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する」とございます。また、これを受けて、第1条の中に書かれている文言等々を踏まえまして、本県の教育振興計画（第2期）「阿波っ子みらい教育プラン」を制定させていただき、5か年間の計画で計画的に教育を推進しているという状況でございます。

達田委員

つまり、日本国憲法が掲げている、もう二度と戦争はいたしません、もう武力を持ちません、そういうことがやっぱり平和な社会をつくっていく、そういう人材を育てるために教育というのがあるんですよということで徳島県も頑張ってきたと思うんです。しかし今、国の政治の中で、どんどんと戦前に逆戻りするんじゃないかというような声を県民からもたくさんいただいております。私も市民の皆さんからお話を聞く中で、特に80代、90代の戦争に行っていたという方が、実は政治的には右も左もないんだと、けども、今の政治家は戦争の本当の恐ろしさというのを知らんからこういう政治をするんじゃないかと、そういうことで物すごく怒りを感じられて、実は私の父親も戦争に行っていた世代でございます。父親から満州でのこととか、あるいはシベリア抑留時代のこととか、そういうことを聞いて大きくなった世代なんです。ですから、絶対に戦争はだめという、そういう思いが強いんですけれども、こういう中で、やっぱり学校でちゃんとした平和教育が憲法に基づいて行われているかどうかが一番国民が安心できる場所じゃないかと思うんです。

戦前は国民全体がマインドコントロールのような感じで軍国主義教育のほうに引っ張られていった。そういう中で、徳島県の教育委員会がしっかりと平和を守っていくんですよという、そのための教育を行うんだという、そういう立場に立ち切れるのかどうかということがすごく問われていると思うんです。それで、その点で、突然ではあるんですけれども、やっぱり教育長さんのお考えをお聞きしたいということでお尋ねしたわけなんですけれども、いかがでしょうか。

酒巻教育戦略課長

繰り返しになりますけれども、本県が目指す教育といたしましては、今、申し上げました徳島県教育振興計画（第2期）「阿波っ子みらい教育プラン」というところで、基本方針としまして大きな五つの項目を掲げさせていただきました。我が県の総合的・効果的な教育施策を展開するという形で、「地域とともに、新たな価値を創造し、未来を切り拓く人を育てます」、また、「郷土への誇りと国際的な視野を持ち、社会に貢献する人を育てます」という大きな2大目標を掲げさせていただきました、総合的な教育を展開させていただいているという形でございます。

達田委員

今の御答弁は、教育長さんに成り代わって言っていたいたんでしょか。

酒巻教育戦略課長

教育振興計画を所管しているのは教育戦略課でございます、その計画に基づき、5か年間、本県の教育を総合的に施策展開させていただきます。その教育の計画を策定させていただきました所管課の課長として御答弁させていただいております。

達田委員

姿勢というのがよく分かりました。姿勢の一端が分かる御答弁だったと思います。やはり書かれていることがきちんと遂行できていくかどうかということが問われていると思うんです。そういう点でお尋ねしたんです。

それで、ちょっと具体的にお尋ねしたいんですけれども、徳島県内の高校で、進路に自衛隊への入隊を希望されている方、隊員として入隊された方がいらっしゃると思いますけれども、今までに何名いらっしゃるんでしょうか。

草野学校政策課長

達田委員から、高校を卒業された方の自衛隊への就職状況の御質問でございます。

就職先に公務員を希望される生徒は多くございまして、その選択肢の一つとして自衛隊を希望しているという認識をしております。具体的には、この春、平成25年度でございますが、就職した人は70名でございます。これは防衛大学校ですとか、防衛医科大学校への進学といったものも含めた数字と思っております。また、平成24年度でございますが49名、その更に前の23年度は40名ということで、25年度は70名と若干多いんですが、これは、定年退職した数が多いので、その年は増加したと聞いております。

達田委員

私は、進路についていいか悪いかとか、そういうことを述べるつもりはございません。それは個人の自由でございますので、どういう進路を選ぶかというのはあくまでも自由。しかし、学校で募集要項などを置いている場合、進路指導が行われる際にきちんとメリット・デメリットが説明されているかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

草野学校政策課長

委員から高校の就職希望者に対する就職先の情報の提供についての御質問だと認識しております。

高校卒業者の就職希望者につきましては、自衛隊も含めまして就職先の一つでございます。本県といたしましては、離職、つまりミスマッチでございますが、企業も含めて訪問したり担当する方からお話を聞いて、しっかりその内容を生徒にも伝えて、生徒の希望と就職先の情報、状態とのミスマッチが起こらないようにすることが適切だと思っております。そのように努めているところでございます。

達田委員

県民の皆さんが心配されている声が、今日も「読者の手紙」にたくさん載っております。拡大解釈で歯止めがなくなるんじゃないかというところ、それからまた、先ほども言いましたように、戦争を体験された方は、昔の道へと帰っていくんじゃないかというようなことで非常に心配されております。そして、やっぱり歯止めがなくなってしまうんじゃないかというのが一番本当に心配されているところなんです。戦闘地域には行かないんだよと

いっても、じゃあどこで境になるのか、後方支援だといっても、本当に一旦戦闘地域に行けば、後方支援だとか前線だとか、そんなの関係なしに攻撃されるんじゃないかということで、実は自衛隊員の御家族も、もしそんなのに行かすというんだったら憲法を変えてから行けというようなことで非常に心配されているという、本当に政治的な立場を超えて多くの方が危惧を抱いているわけなんです。

そういう中で、メリット・デメリットをきちんとお話ししているのかどうか。今こういうふうな集団的自衛権という、こんな大事なことを閣議決定でされるということになりますと、もう徴兵制までもがどんどんと知らないうちに閣議決定でされちゃうんじゃないかということで、子供さんやお孫さんを持つお母さん、おばあちゃん、私もそうですけれども、心配をされるわけなんです。そういう中で、学校の中で就職のいろんな相談をしていると思うんですけれども、これからも自衛隊の募集要項とか、あるいはポスターですとか、学校の中でもずっと置き続けるのか。今の状態です。

今までは、皆さん本当に純粋な気持ちで災害の救助に役立ちたいとか、いろんな資格を取りたいとか、その思いで行かれたと思うんです。しかし、こういう状況になった中で、学校の教育という場の中でそういう募集をしていくのか、いってもいいのかということが私はとっても疑問に思えるんですけれども、その点はいかがでしょうか。

草野学校政策課長

自衛隊の就職募集について引き続きというお話でございます。

就職先の一つとしての自衛隊でございますが、ほかの企業と同様、その企業の勤務状況でございますとか、実際どういう勤務になるのか、また、その勤務体制ですとか、そういったものは、生徒の希望とのミスマッチの防止という観点でも、しっかり把握をして説明していくことが適切だと思っておりますので、引き続きミスマッチがないよう努めていきたいと思っております。

達田委員

募集要項を置くのか置かないのか、置き続けるのかやめるのか。

草野学校政策課長

繰り返しになりますけれども、就職先の一つとして、そのミスマッチがないよう、選択肢として、ほかの企業と同様に我々としては情報を収集して適切に対応してまいりたいと思っております。

達田委員

戦闘地域に行かされるというような大きなリスクがあるということが心配されているんですけれども、それでもやっぱり関係ないんですね。

草野学校政策課長

繰り返しになって恐縮でございますが、就職先の勤務の状態をしっかりと情報収集して、つまり収集するというのは相手方に聞くということでございますけれども、そういったものにしっかりと努めまして、ミスマッチがないよう生徒にも説明をしてまいりたいと思っております。

達田委員

私は先日、戦没者の追悼式に参加をさせていただきました。阿南市で行われたものに参加をさせていただいたんですけれども、この中で、中学生、また高校生の生徒さんの作文の発表がございました。ひいおじいちゃんですかね、御先祖が戦争で亡くなったということで、そのことの思いをつづってるんですけれども、もし僕が今、戦争に行けと言われたら絶対嫌ですと、戦争に行きたくありませんということで作文を読まれたんです。私は、本当に子供の純真な気持ちがそのまま表れているすばらしい作文だなと思ったんです。

どんな時代にあっても、やっぱりその子供たちが平和のもとで持っている能力を100%発揮させて、幸せに人生を送りたい、これがみんなの願いだと思うんです。ですから、それを阻むようなことがあってはならないと思うんですが、残念ながら、戦前の教育というのは、教育の中で戦争が進められてきた本当に大きな反省点だと思います。このことが戦後の教育の原点になって、二度と子供たちを戦場にやらない、教え子を戦場にやってはならないという思いがやっぱり今の教育を確立してると思うんです。そういう立場に立って、しっかりと徳島県の教育を進めていただきたいというのが本当に私の思いなんですけれども、御答弁を聞いておりまして、とにかくこのままでは危ないんじゃないかということで、いよいよ怒りが込み上げてくるような、そういう思いでございます。

それで、教育委員会がしっかりとしていただきたいという思いがあるわけなんですけれども、戦前のように流されていってしまうと、戦争反対と言う人は全て捕まえられて、もう誰もそんなことを言う人がいない状況の中で進められていったわけなんです。でも、流されちゃいけないと思うんです。ですから、教育というのが、本当に平和を守る、そのためにはなければならないはずなんです。

ですから、今、行われている学校教育における平和教育、先ほども道徳ということが言われましたけれども、道徳というなら人の命を大切にすることが最も大切な道徳であると思うんです。ですから、平和の教育についてどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

草野学校政策課長

平和ということでございますが、現行の教育基本法の前文にも「我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである」とあり、こういった理念で、今の平和で民主的な日本国の教育に関する根本的、基礎的な法律である教育基本法でございますので、貫いていくものと思っております。その精神、その考え方のもと学校教育におきましても、人類の福祉の向上や世界の平和という観点でしっかりと教えられているものと

考えております。

元木委員長

それでは、午食のため休憩いたします。（12時02分）

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは質疑をどうぞ。

達田委員

午前中に引き続き質問をさせていただきます。途中になって、どこまで質問したかなというのがちょっと分からなくなった部分もありますので、重複するところがありましたら御容赦いただきたいと思います。

平和教育の問題なんですけれども、私が知っている範囲では、私の孫が一番上が中学生になるんですけれども、おじいさんやおばあさんに戦争体験を、その時代のことを聞きましょうというようなことで、そういう宿題があったかと思うんです。しかし最近、戦争に行かれた方、実際に体験した方ですね、そして戦争未亡人の方も平均年齢が90歳代になっておりますし、また、その子供たち、遺族ももう70歳代を超えているということで、だんだんとお話を聞く方が少なくなっている状況なんです。そういう中で、学校教育の中で、戦争の時代の話というのは、子供たちがどういうふうにして聞いているのか。おうちにおじいちゃん、おばあちゃんがいればいいですけども、いない家庭も多いと思うんです。どういうふうに工夫をされているのでしょうか。

草野学校政策課長

平和学習についての御質問でございます。学習指導要領におきまして定められているものがございますので、御紹介させていただきたいと思います。

小学校と、それから中学校と、それぞれ繰り返し平和については明確な記述がございます。具体的には、中学校の社会でございますけれども、「平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる」、これが目標でございます。具体的な目標に対する内容につきましては、「日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め」、こういった記載がございます。小学校につきましても、6年生で「平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする」、それに対応する内容といたしましては、「世界平和の大切さと我が国が世界において重要な役割を果たしていることを考えるようにする」、そういった形がございます。

これを受けまして、教科書でございますが、例えば中学校の公民の教科書でございますが、「日本の平和主義への期待」といった形で、単元として大きな形で設けられて、平和学習について行われていると思っております。

今しがた達田委員からございました戦争体験者の方々からの話を直接聞くと、こういうところにつきましては、具体的に何校やられているかというのは分かりませんが、当県の場合は広島ですとか長崎に修学旅行に行かれるところが多うございます。その際、よくありますのは、広島でその当時の被爆により御家族を亡くされた方からお話を聞くですとか、いろんな機会を捉えて、この単元として学習指導要領にあります平和教育といったところの学習を各学校で勉強されるものと考えております。

達田委員

だんだんとやっぱりそういうお話を聞く機会というのが少なくなってしまうという、それは本当に仕方がないことなんですけれども、そういう方に学校へ来ていただいて、戦時中のお話を聞くという機会もあるとお聞きしたんです。そういう教育は、その学校独自でやっているのか、それとも県全体でやっているものなんでしょうか。

三宅学力向上推進幹

ただいま委員さんのほうから、戦争体験者のお話、地域の方で体験された方のお話を学校で聞くのは学校独自の取組なのか、また県の取組なのかというお尋ねでございました。

小中学校におきましては、今お話がありましたように、地域の実際に戦争を体験された御高齢の方から体験談を聞くというふうな取組もされております。ただ、これは、今、御質問がありましたが、学校の取組の一環として行っているということでございます。これが一つの例でございますが、それ以外にも、先ほど課長からもお答えしましたけれども、修学旅行の折に実際に体験された方から直接お話を聞いたり、また、そのための事前学習として当時の写真や資料等を実際に見たりといった学習もしますし、また、帰ってきてからも更に事後の学習もして深めるというようなことを小学校、中学校でっております。

達田委員

私と同じような世代の方、それからもっと上の方ですと、やっぱり父親が戦争に行っていた、おじさんとか親戚の方の誰かが戦争に行っていた、それからまた、そこで亡くなられて、母親が女手一つで兄弟を育ててくれたとか、そういう体験をみんなしているわけです。多かれ少なかれ、そういう体験の中で、親の話を聞きながら大きくなったという、平和教育という名前は付いておりませんが、毎日毎日がそういう平和教育と言えるような状況の中で育ってきたということが言えると思うんです。

けれども、今の小さな子供たちは、残念ながらそういう特別な機会を設けなければなかなかお話を聞けないということもございます。ですから、今、おっしゃったように、そういう機会を設けていただいて、どんどんとそういう話を聞ける機会を持つというのはすごく大事なことだと思うんです。ですから、広島とか長崎とか修学旅行に行くときにお話を聞きましょうという機会ももちろん大事ですので、毎年やるべきだと思いますが、日常的にそういう機会をもっともっと増やしていただいて、そして、直接でなくても、戦後の大変な時代を生きてきた人たちのお話も聞くというのが必要なんじゃないかなと私は思いま

すので、是非それはお願いしたいと思います。

それで、人間は、やっぱりお話を直接聞いて、その時代のことを想像するのが大事なことなんですが、テレビで映像を見るとか、あるいは本を読むとか、そういういろんなことをして、その時代を想像して平和への思いを強くしていくということが大事だと思うんです。

皆さんも多分御覧になったんじゃないかなと思いますけれども、4月16日に放送されましたNHKの「イラク派遣 10年の真実」という中で、本当に衝撃的なお話がございました。イラクに派兵された人たちというのは、2003年12月から2009年2月で、延べですけれども、約1万人の方が派兵されたんですが、その後、誰一人として戦地で亡くなった方はいなかったものの、精神的な不安を抱えたまま帰国をされて、28の方が自ら命を絶たれていると、そして多くの方が精神的な不安を抱えているという、そういうような実態が明らかになってまいりました。名目は、給水とか医療活動とか道路の修復とか人道支援、このために行くんだということで行ったんですけれども、結局、合計13回も迫撃砲が打ち込まれるというようなことで、後方支援であっても決して安全ではないということが、映像が全て出たかどうかは分かりませんが、公開された映像だけでも、本当に危なかったんだな、大変な思いをされたんだなということがよく伝わってくる映像でした。ですから、そういうこともきちんとやっぱり受け止めて、映像であるとか本であるとか、本当に学ぶということがすごく大事だと思うんです。

この前、私も取り上げさせていただきました学校図書、この中に平和図書と言えるものがどれだけそろっているかということもすごく大事だと思いますので、子供たちが想像力を働かせて、そして、やっぱり戦争はだめだよという、そういう思いにつながるような図書がちゃんとそろっているかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

草野学校政策課長

達田委員から、学校図書における平和図書の蔵書についての御質問でございます。

平和図書というものが何を指すか、どの範囲を指すかというところがございます。また、個別の特定のもものが何冊あるのか、どれだけ配備されているのかということにつきましては、当方は承知しておりませんという状況でございます。

達田委員

学校図書の中で、それぞれの学校で工夫をされているとは思いますが。例えば公立図書館なんかは平和図書コーナーというのがあって、そこにいろんな戦争体験とか、それから絵本とか、いろんなものが置かれているんです。ですから、自治体に聞けば、置いてますとか置いてませんとか、また、一般の図書と一緒に置いておりますとか、それは分かると思います。私はそこを是非充実させていただきたいなと思いますので、是非また調べていただけたらと思います。それは要望しておきます。よろしく願いいたします。

それで、その点で、子供たちの想像力を豊かにしていく、そして、人格形成にも大きく役立つ図書がどれだけそろっているのかということで以前お尋ねいたしました。学校図書

に移らせていただきますが、学校図書をそろえていく中で、読書活動推進計画に基づいてやっていくんですよということで、これから市民、県民の皆さんのいろんな御意見を集めていきますよということなんですけれども、これはどういう方法で皆さんから御意見を募っていくんでしょうか。

佐々木生涯学習政策課長

子どもの読書活動推進計画につきまして、これからどのように県民の方々の意見を集めていくのかという御質問でございますけれども、現在、推進計画素案につきましてパブリックコメントをかけているところでございます。

パブリックコメントにつきましては、6月20日から7月20日まで、1か月間パブリックコメントをかけまして、県民の方々からの御意見をお伺いしたいと考えております。また、この議会におきまして御論議いただきました内容につきましても御意見として賜りまして、今後、7月28日に予定しております子どもの読書活動推進協議会のほうで御審議をいただきまして、案を決定してまいりたいと考えているところでございます。

達田委員

このパブリックコメントなんですけれども、大抵はホームページで募集しますよということでされるんですけれども、どのパブリックコメントを見ましても、たくさん御意見が来たという、そういうのがなかなかないんです。4人とか5人とか、1人の方が幾つも意見を言ってくれる場合もありますけれども、非常に少ないなと感じるんです。ですから、学校図書ということになりますと非常に大事なことでするので、できるだけ多くの方から意見を寄せていただけるように是非工夫をしていただきたいと思いますと思うんです。ですから、ホームページで流してますというだけじゃなくて、何か工夫をして、やっぱり保護者の方とか、また子供たち自身とか、それから地域の方々、そういう方々にどんどんと意見を出してもらえるように、是非これは工夫をしていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。

佐々木生涯学習政策課長

今後、パブリックコメント以外にも、保護者あるいはまた学校からの様々な要望を集めるようにという御意見でございますけれども、この推進計画の件につきましては、私どもは各市町村教育委員会のほうにもお願いしてございます。そうしたところで、それぞれ市町村教育委員会のほうを回りまして、市町村教育長あるいは社会教育担当者から多数の御意見もいただいているところでございます。そうしたところもしんしゃくしながら推進協議会のほうで審議をしてまいりたいと考えているところでございます。

達田委員

本を置くということと、それともう一つは、やっぱり図書館にちゃんと専任の人を置くということもすごく大事だと思うんです。公立小・中学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）の配置率及び蔵書のデータベース化の状況がここに載っているんですけれども、学

校司書配置率が、徳島県は小学校 189 校のうち配置校が 9 校で 4.8%，全国平均は 47.9%，中学校では 84 校のうち配置校が 6 校で 7.1%，全国平均が 47.6% というふうになって、非常にこの数字が低いなと思うんですけども、これを増やしていくという計画をされているのでしょうか。

草野学校政策課長

達田委員から、学校司書についての御質問でございます。

徳島県の状況についてはおっしゃるとおりでございます。この学校司書の配置の状況に鑑み、昨年度末、小中でございますので配置につきましては各市町村の教育委員会の判断になってございますので、県といたしましても、各市町村の教育委員会に対して、配置の促進についてお願いをしたところでございます。

学校司書の配置は、そもそも児童生徒の読書環境の充実を主たる目的としているところでございます。その関係では、平成25年度の調査でございますが、学校読書活動でボランティアを活用している県内の小学校は 164 校、全体の 86.1% で、中学校では 30 校、全体の 34.5% というところでございまして、読み聞かせのほか、本の修繕ですとか、それから整理といったものにも協力いただいている例があると承知しております。

県といたしましては、先ほど申し上げました、各市町村へのお願いというか働き掛けもありまして、三好市では、今年の秋から、市内の小中高を週 1 回程度訪問して読書活動を行う学校司書の配置を行うと聞いております。引き続き、ボランティアの募集も含めて、学校での読書活動の充実に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

達田委員

各市町村が頑張っていて置いていただくという、それにかかっていると思うんですけども、この第三次推進計画の素案の中では、「司書教諭との連携のもと、学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）による学校図書館サービスの向上が望まれます」と書かれております。そして、文部科学省のほうも、「学校司書」の配置にかかる地方財政措置ということで、先にお尋ねしたように交付税なんです。けども、2校に1校は配置できるような予算付けがされるということなんです。ですから、その点、徳島県にもどれだけ当てはまるのか、増やしていける見込みがあるのかどうか、その点をお尋ねしておきたいと思っております。

草野学校政策課長

先ほどの配置についての認識につきまして御質問いただきました。

当県といたしましても、先ほど申し上げましたとおり、各市町村の教育委員会に出向きまして御依頼をしたところでございます。配置の促進といった観点では、当県としても取り組んでいるところであると思っております。

達田委員

本の充実、それから人です。やっぱり子供たちが本当に本に親しんで、図書館に入るの

が楽しくてしょうがないという状況がどんどんと続けられる，そういう状況の学校ももちろん多くあると思うんですけども，更に読書推進をしていけるような環境づくりには是非県として頑張っていたきたいということを申し上げて終わります。

長尾委員

午前中の議論の中で，今回の与党協議，そしてまた政府の閣議決定に対する御意見がございました。私もその御心配はよく理解できますし，私自身も両親は満州に行って，そして引き揚げて，2人の兄を母親が引き揚げてきたときの苦労であるとか，そういうものは小さい頃からよく聞いておりました。特に，うちの父親も軍医でございましたので，人体実験をした部隊に関係してきたという話も聞いております。また，私自身，昨年，久しぶりに広島原爆資料館にも行ってまいりましたし，また江田島で戦争で亡くなられた兵隊の方々の様々な展示も見てまいりまして，平和の尊さということにつきましては私自身も全く同じ思いはしております。

また，自衛隊の方々，そして家族の方々，そういった方々の御心配も分かると思っております。この問題につきましては，自衛隊が創設されて60年。私も平成3年に議員になりまして，自衛隊を海外に出すということについては，20年ぐらい前のPKOの議論がございまして，あのとき私どもは野党でございましたが，当時，自民党さんとともにPKOについては賛成の立場の意見を言った思い出がよみがえってまいります。当時，それ以外の野党の方々，また子供たちを戦場に送るのかと言って反対をなさいました。しかし，派遣5原則といったものを設けて，その後，日本の自衛隊は金は出すけど人は出さないという国際社会の評判を変えて，また，阪神大震災や3.11東日本大震災を含めて，災害出動ということで自衛隊を多くの国民が評価するに至っているのも，これまた事実だと思います。

そして，徳島県に，今は阿南市那賀川町になっておりますが，陸上自衛隊の誘致をするということが県議会で議論になりました。私どもも自民党の皆さんも誘致には賛成をいたしました，それ以外の方々には反対をいたしまして，そこを設けると敵の攻撃対象になるというようなことを言われました。実際，陸上自衛隊が誘致になりますと，反対した方々も記念式典には出席されておられましたことは事実でございます。

御心配があるのは当然でありますので，当然，政府や与党はこのことを時間をかけて国民の皆様に丁寧に御説明をしていかななくてはいけない使命があると思っております。当然，今後，国会議論を通して，報道等を見ますと，15本から20本近い，そういう数多くの関係法令ができるのは3年ぐらいかかると。実際，明日からでも自衛隊を海外派兵するようなことを言っているところもございますけれども，それはあり得ない。そして，今日のこの議論を聞いておって，ただ午前中だけの議論を聞いた，この下の同時中継で見られた方，デスクで聞かれている県職員の皆さんに誤解を与えてはいけませんので，私はここで，この問題について少し正確なことということで，この今回の安全保障法制の整備についてという閣議決定全文がございまして，これを全部読んで御紹介すればいいのですが，私の質問の時間がなくなりますので，基本的な私が肝と思うところだけをちょっと御紹介して，自衛隊並びに御家族の方，県民の方が自衛隊に対してということで，先ほど入隊の案内パンフレッ

トを置くや否やという議論もありましたけれども、教育長に見解をお伺いしたいと、このように思います。

私が大事だと思うところだけちょっと御紹介しますと、この全文の前の文、「我が国は、戦後一貫して日本国憲法の下で平和国家として歩んできた。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持しつつ、国民の営々とした努力により経済大国として栄え、安定して豊かな国民生活を築いてきた。また、我が国は、平和国家としての立場から、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。こうした我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにしなければならない」と、こういう文章で始まっております。そして、途中、拾い読みで恐縮ですが、「政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするとともに、国民の命を守ることであり」と。さらには、「法の支配を重視することにより、紛争の平和的な解決を図らなければならない」。

さらに、大きな2番目に「国際社会の平和と安定への一層の貢献」というのがございます。この中で自衛隊の方々について大事な文がありますので御紹介しておきますと、「（ア）我が国の支援対象となる他国軍隊が『現に戦闘行為を行っている現場』では、支援活動は実施しない。「（イ）仮に、状況変化により、我が国が支援活動を実施している場所が『現に戦闘行為を行っている現場』となる場合には、直ちにそこで実施している支援活動を休止又は中断する」と、こういうところもございます。

また、大きな項目の3で、「憲法第9条の下で許容される自衛の措置」というところがございますが、「我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。その際、政府の憲法解釈には論理的整合性と法的安定性が求められる。したがって、従来の政府見解における憲法第9条の解釈の基本的な論理の枠内で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くための論理的な帰結を導く必要がある」。「憲法第9条はその文言からすると、国際関係における『武力の行使』を一切禁じているように見えるが、憲法前文で確認している『国民の平和的生存権』や憲法第13条が『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』は国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることを禁じているとは到底解されない」。「昭和47年10月14日に参議院決算委員会に対し政府から提出された資料『集団的自衛権と憲法との関係』に明確に示されているところである。この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない」と、こういうふうに書かれております。

そして、最後のほうですが、「憲法上は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである」というようなこととございまして、根拠となる国内法が必要となるということで、今後、国会でしっかりと与野党で議論していく必要があるのではないかと、そ

してまた、国民の皆さんに分かるような形で議論されていくことが私は望ましいと、このように思っているところでございます。

そういう中で、この全文、こうした基本というものを踏まえて、自衛隊の若い人が本当に災害のときには国民を守る、また、自衛のための措置として国を守るということで、自衛隊を志願する情熱ある青年ないしはその親御さんたちに対して、私は先ほど来聞いておりまして、教育委員会としても正確な見方で安心させてさしあげることが大事ではないかと、このように思いますが、いかがでしょうか。

草野学校政策課長

長尾委員の御質問でございます。

高校生の卒業者の就職先の一つとして、自衛隊も含めまして、その就職先の正確な実態、情報といったものをしっかりと確認しながら、生徒の希望とのミスマッチを生じないように適切に対応してまいりたいと思っております。

長尾委員

まずそうしていただきたいと思えますし、当然、自分の人生は自分で選ぶわけでありませぬ。ただし、今回のような正確な資料とか、そういったものをきちっと私はやはり教育委員会又は学校の教員としても説明する必要があると思うところでございますが、教育長の見解はどうでしょうか。

佐野教育長

今、草野課長が答えたとおりでございますけれども、我が国の日本国憲法にのっとり、そして教育基本法にのっとり、合法的に認めた中で教育というものを民主主義の中でしっかりと進めてまいりたいと考えております。

長尾委員

先ほど紹介しましたPKOのときも、大変極端な意見を言う、また、事実認識に基づかない御意見がございましたが、その後、そういう問題については理解されてきたのではないかと、今回のことも時がたてば私は理解される問題であると、このように理解しているところでございます。

質問を変えて、防災教育について質問をいたします。

2010年、ちょうど2011年の3.11の前年でございますが、私は、当時はまだ3.11はありませんでしたので、阪神大震災の後の反省を踏まえて、そのとき神奈川県横浜市を視察したわけでございます。当時は防災対策特別委員会で視察いたしました。そういう中で、神奈川県横浜市の学校が、地震によって学校の窓ガラスが飛散をする、その防止のフィルムの施工と、それから屋上にヘリサイン、災害のときに目視でヘリコプターがどこを飛んでいる、どこが学校だと分かるような表示をされていたわけです。そこで、このことを紹介して、本県でも小中学校、高校も、私どものときは小中学校に先駆けてまず県立高校から、

予算のない中で、防災教育として生徒に窓ガラス飛散防止フィルムとヘリサインの表示をしてもらえば、防災意識の向上も図れ、一石二鳥になると、このように提案したわけですが、その後の県立高校のこのヘリサインと窓ガラスの実施状況についてお聞きをしたいと思います。

松田施設整備課長

ただいま委員から、ヘリサインと窓ガラスの飛散防止フィルムの件について御質問をいただきました。

ヘリサインにつきましては、大規模災害時におきまして、道路や橋梁の寸断により、ヘリコプターを利用した空路による救助活動や救援物資の搬送等が不可欠となることを想定し、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な救助活動や救援物資の搬送等を可能とするため、目視飛行の際の目標となるものであり、極めて重要な意味を持っていると考えてございます。危機管理部におきまして、平成23年度に誘導ヘリサイン緊急整備事業といたしましてヘリサインの設置が行われております。設置場所につきましては、県内に点在し、指定避難所になっている県立高校が20施設、そのほかに防災拠点等となっている県有施設5施設、都合25施設が整備されてございます。その後、平成25年度になりまして、教育委員会におきまして、板野高校、池田支援学校美馬分校の2校におきましてヘリサインを設置いたしております。

また、窓ガラスの飛散防止フィルムでございますけれども、県立学校は、公立学校が分校を含め34校、特別支援学校が11校、合計45校でございますけれども、そのうちで、網入りガラスなど飛散するおそれの少ないガラスを使用している体育館を除き、県立41校の体育館を対象として、現在、飛散防止フィルムの整備を進めているところでございます。これまでのところ、城ノ内高校、徳島商業高校など14校でフィルムの設置を終わっております。

長尾委員

今、報告があったわけでありますが、県立学校が45校、そのうちでヘリサインは22校、あと23校がやれていない。窓ガラスは45校のうち14校、あと31校がやれていない。で、窓ガラスの場合も、今のお話は体育館だけであって、避難所となる体育館というのは窓ガラスも高い所にあたり、それはなかなか素人ではできない。

私がこのとき言ったのは、防災教育を兼ねてやると、この視点を踏まえて提案したわけでありまして、一石二鳥、三鳥になると。で、有効な事業は積極的に取り組みたいという答弁だった。今の実施をしたヘリサインの22校、これは体育館だけ窓ガラスの14校、この中で生徒がやったのは何校なの。

濱井防災・健康教育幹

学校におきましての窓ガラス飛散防止フィルムの貼付けについてお答えをいたします。

ただいま施設整備の段階でのということでお話をいたしました……。 （「要は、やった数だけ言って」と言う者あり） 子供が実際に窓ガラスの飛散防止フィルムを貼り付けたこ

とがあるということにつきまして、校舎について当課で調査をいたしましたら、小学校で4校……（「これは高校の話を知っているんだけど」と言う者あり）済みません、失礼いたしました。飛散防止フィルムにつきましては、高校で4校実施したという報告を受けております。ヘリサインにつきましては、子供がそれに携わったという報告は受けておりません。

長尾委員

だから、ヘリサインは45校のうち22校がヘリサインを描いたけど、これは全部業者に出してやったと、生徒はゼロだという話。それから、窓ガラスの飛散防止フィルムは、45校のうち14校やったけど、体育館なんだろうけど、そのうち生徒が関わったのが4校と、こういう話ですね。

そこで要は、防災教育という観点からして、生徒さんが自らやるということが非常に大事な話だと思うんです。先日、私はあるテレビニュースを見たんだけど、それは、高知の中学生が地域貢献型防災活動というのをやって高知放送で取り上げられたと。潮江中学校というんでしょうか、この中学校は校内に防災展示館まで設置して、消防庁から防災まちづくり大賞総務大臣賞を受賞した高知県の防災教育強化推進校なんですけど、ここの中学校で生徒自らが防災プロジェクトチームを立ち上げて、県内の老人福祉施設のガラス窓へ飛散抑制フィルムを貼っているというニュースだった。飛散抑制フィルムとは、大阪のメーカーが新たに開発した誰でも簡単に貼れるという防災フィルムで、金は要らない、会社に発注したんじゃない。生徒たちは自助・共助の精神でお年寄りに見守られながら、一生懸命貼っていくというほほ笑ましい活動でございました。そこでインタビューに答えるシーンでは、女子生徒のコメントが、窓にフィルムをみんなで貼るということは楽しいし、きずなが生まれる。男子生徒のコメントは、防災活動を通じて地域の輪ができることは、僕にとって一生の財産となった。お年寄りは、生徒たちが地域に役立つのは大きな意義があり、地域としてもそれを歓迎したい。最後に、学校で学んだことを学校で終わらすのではなく、地域に出向き、地域の人たちと交わり活動することが生徒たちの自信につながり、顔見知りとなり、いざというときに必ず地域の防災力アップとなることではないかというアナウンサーのコメントがあった。

そういう中で、県立高校のこのヘリサインと窓ガラス、それも体育館だけで自分の教室は何も貼ってないと。私は、防災教育という点で生徒自らがやる意義は大きいと言ったんだけど、先ほどの報告ではヘリサインはゼロ、窓ガラスの飛散防止フィルムは45校中4校、これも教室じゃない、体育館だと。そういう実態を踏まえて、県教委として私の提言したことに対してどう取り組んでくれるのか、そして、防災教育の観点で、これでいいと思っているのかと、これはちょっと教育長か教育委員長のどちらかにお聞きしたい。

濱井防災・健康教育幹

1点訂正をさせていただきます。県立学校の4校というのを体育館というふうに私が言い間違えたのだと思いますけれども、当課で調査している分につきましては、校舎に貼り

付けた分について調査をしております。したがって、教室とか昇降口であるとか、あるいは避難経路にある分に貼り付けられたのが4校ということでございますので、訂正させていただきます。

それで、委員がおっしゃるように、飛散防止フィルムを貼り付けることの教育効果、防災教育に関する効果の有効性ということについては、教育委員会としても認識しております。平成23年度、つまり東日本大震災が起こる前に「地域とつなぐ防災教育」という防災教育の資料を各県立学校に配ったわけですけれども、その中にも飛散防止フィルムの貼付けというのは一つの例として取り組む意義があると紹介しております。その後、東日本大震災を経まして、全国でもある意味では先進的な取組だと思えるわけですけれども、現在、県立高校に防災クラブの整備を進めております。地域の防災リーダーの育成を目標としているわけですが、その防災クラブの活動として、飛散防止フィルムの貼付けが本年度におきましても広がりを見せて計画されているということでございますので、現在のところ4校しかない状況であるという御指摘でございますが、それを各校に紹介すること、あるいは防災クラブの活動として自主的に行うということで広がりを見せてきているというような状況でございます。

長尾委員

もう一回聞くけど、何年からやってると言ったの。こういうことをやろうと言ったのは何年からですか。

それから、防災クラブは何校あるの。

濱井防災・健康教育幹

飛散防止フィルムの貼付けの有効性につきましては、以前行っておりました事業におきまして、モデル校で実施されて有効であったということで、平成20年の時点から有効性については認識しております。

現在、防災クラブは、県立高校で20クラブ活動しております。

長尾委員

だから要は、平成20年からそういうのを提案して、防災クラブが20校の中で今4校だと。このスピードというか、県教委としてのそういう指導性というのは、ちゃんとできているのかどうか疑わしい。そのスピードでいいのかと。しかも、何か事前に聞いたら全県立学校において平成30年度までにやると、まだ6年も先だと。地震はいつ来るか分からない。金がかからなく、自分で貼るんだ、防災教育なんだから。20個も防災クラブがあって、もっとスピード感を持ってやるべきだと私は思う。こんなちんたらちんたらというより、やってないに等しい。課長さんは替わっているでしょうけれども、私は県教委としてこれでいいのかと言っている。もっと早くやるべきではないかということだけど、どうですか。

濱井防災・健康教育幹

防災フィルムの貼付けにつきましては、諸準備等々とともに安全確保が必要になります。やはり高いところに貼れば貼るほど飛散のときに安全性が確保されるということがございます。したがって、安全確保ということがまずございまして、その上で防災の飛散防止フィルムの貼付けが進んでいるような状況でございます。したがって、現在、防災クラブで進めている分につきましても、そういう安全確保ができること、それからまた、安全確保の必要のないところ、例えば昇降口の下のほうでありますとか、そういったところから取り掛かっているということでございます。

長尾委員

小学生や幼稚園生は危険かもしれんけども、高校生が自分のクラスの背丈が届く範囲の自分の教室の窓ガラスを貼れないことはない。外に出て貼れというわけじゃないんだから。安全性なんて当たり前の話であって、少なくとも高校生ができる範囲で貼らせるということが大事だと。ちょっと課長じゃらちが明かないですよ。教育長、どうなの。

佐野教育長

まず、ヘリサインのことについては、平成20年に私が答弁をしたのを覚えています。これについては、当時は必要がないという認識で、そして、そのときには、同様の御提案をいただきましたけれども、予算化もされていないということで、いろいろ検討しました結果、ヘリサインにつきましては一定程度空から認識できる必要があるというふうなことで、それから、やっぱり統一性がないと視認性がない、それから、県立学校にあっては危険性の防止から屋上に立入禁止の学校がほとんどであると、こういう観点から、今、業者に依頼して予算を組んでいて、22校にとどまっているというふうに考えております。

飛散防止フィルムにつきましては、長尾委員の御指摘のように、遅いと言われればそのとおりでございます。ただ、その他の観点で、防災クラブに関しましては、自校の安全というよりも近隣の独居老人でありますとか、そういう避難について非常に弱い方のところの柵を留めるとか、そういうふうな活動を主にしておりまして、中には向いていないのが実情でもございます。今、御指摘をいただきましたように、そういうふうな防災教育の観点を視点を変えて早急に取り組んでいかなければならないという認識をしまして、これからいつ来るか分からない中で、予算等を見合わせながら今後迅速化を図ってまいりたいと考えております。

長尾委員

学校というのは避難所になる可能性が大なわけだし、その学校に行こうと思ったら、学校の校舎の2階、3階、4階のガラスが飛散されて、けがをするといったことはあってはならないわけですから、近隣のお年寄りとかという、そういうクラブの活動は当然いい話ではございますけれども、やはり学校が周辺の方々の避難所となる、また、近くを通るときに窓ガラスが飛散しておったら、学校は何の手を打っていたんだということにもなるわけでありまして。予算がかかるのであれば、本当にボランティアで学生さんもできるわけで

すから、これでしっかりと防災教育をやって、それは家庭でも帰ったらやるというようなこともあるわけでありますから、正に一石二鳥、三鳥と、知事がよく言う考え方に私は全く合致すると思うわけです。知事も、県も、積極的に南海地震を迎え撃つと、こう言っているわけでありますから、是非これはスピードアップして、30年なんておっとりしたことを言わないで、それこそ今年度中や来年度中ぐらいにはやり上げるというような取組を重ねて要望しておきたいと思います。

それから、今度は環境教育についてであります。

これはちょっと褒めさせていただきますが、昨年、県議会として議会在が提案した森林を守る条例というのができました。間伐とかそういったものをしっかりと進めていくということでございます。そういう中で、県教委が県立高校の自動販売機に間伐材を利用する、促進する、そういう看板を掲げて、そして、間伐材を使った紙コップといったものを使って環境教育に取り組んでいると。これは全国的にも徳島県が一番進んでおるといような話を聞いておまして、これは非常に結構なことだなと思っております。更にそれを押し進めていただきたいと思います。

私も提案したけど、今現在、何校中何校、そういう間伐材促進の看板を掲げた自販機が設置されているのか報告願いたいと思います。

草野学校政策課長

長尾委員から、環境教育、具体的に間伐材フローチャートのデザインがある紙コップ使用の実施状況についての御質問でございます。

間伐材の紙コップにつきましては、カップ式の自動販売機において使用されておまして、間伐材利用促進の一助として進めているところでございます。本県の学校現場におきましては、7高等学校において間伐材の紙コップを使用するカップ式自動販売機が設置されているところでございます。

長尾委員

7校ということでございます。これは先日、業者にお聞きしましたら、県が全国に先駆けて自動販売機に間伐材を利用すると。すばらしい話です。三好に木材加工会社がございます、そこがいわゆる木張りというのか、木の張りを開発していて、そういうものを自販機の周りに貼れば、より一層進むと。これが乗れば徳島の産業振興にもつながるという意味では、すばらしい話が今、起きております。そういう意味では、是非更に徳島県は木材を大いにということで、大きな会社も誘致されたけども、7校を更に全校で実施できるような取組をしてもらいたいと思うんですが、またすべきだと思んですが、どうでしょうか。

草野学校政策課長

間伐材フローチャートデザインの紙コップの使用の促進の御質問でございます。

各学校で設置されております自動販売機につきましては、ペットボトル型のものですと

か、缶のものですとか、各学校にはそれぞれの生徒の要望ですとか、そういったものも踏まえて設置されているところがございます。生徒はペットボトル型を好む状況があり、実際はカップ式は少し少ない状況でございます。県といたしましては、環境教育の中で使っている例もPRしながらといいたいでしょうか、研修などで紹介しながら、その活用の有効性なども訴えてまいりたいと思っております。

長尾委員

徳島県の教育委員会が環境教育を推進している、加えて、それが県内の木材関係のそういう振興にもつながるといのもいいお話でございますので、是非全国にPRできるような取組を期待しておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、定時制・通信制教育についてお聞きをしたいと思っておりますが、新年度予算の中でいろいろ教育委員会としても予算を組まれておりますが、そこで、定通教育に関する単独のソフト事業の予算はありますか。

草野学校政策課長

長尾委員から、定通教育に関する県単独のソフト事業についての御質問でございます。

本県では、四国他県にはない支援事業でございますけれども、徳島県中央高校の通信課程で学ぶ生徒に対し、通信制教育学習支援事業といたしまして、県西部・南部の出張スクリーニングを実施する事業をいたしております。

長尾委員

これは、お隣の香川県が定時制・通信制夢チャレンジ支援事業という予算を組んでいまして、予算といたって、そんな多くはない、190万円。御承知のとおり、定通生徒は中途退学とか不登校、そういう様々な学習歴を持って、定時制・通信制に入ってきている生徒がほとんどと言っていいぐらい多いと。もちろん多様化という中で選んできた生徒さんもいらっしゃる。そういう中で、そういう定通の生徒が充実感を持って学校生活を送れるようにということで、香川県は、よりきめ細かな指導を行うための学校独自の取組を推進するものとして、県単予算でこの夢チャレンジ支援事業を今年度予算化したという。

お隣の県でありますけれども、いいお話なので私も紹介するとともに、私は佐野教育長の顔を見ると一隅を照らすというせりふが出てくるわけではありますが、是非県内の定通生徒の支援をできるような形の県単独事業、これは当然、今年度の事業はもう決まっているわけではありますが、早ければ補正、若しくは遅くとも来年度の予算の中に、県単独事業として正に夢の持てるそういう事業を是非検討していただきたい。これは要望でございますが、いかがでしょうか。

草野学校政策課長

長尾委員から、香川県で実施しております夢チャレンジ事業の御質問でございます。

委員から御説明いただいたとおりでございますが、香川県で平成24年から実施している

事業でございまして、内容につきましても少し取材をいたしました。例えば資格取得に使うところの講師の謝金、それから旅費、またリーダー研修などの校外実習の際のバスの借上げ代といったものに充てられている内容と承知しております。

もちろん先ほど申し上げましたとおり、定時制・通信制だけというものではございませんが、本県といたしましても、例えば昨年県が実施した支援事業の中で、池田高校の定時制・通信制におきまして、キャリア教育の一環として徳島経済研究所による講演、出前授業でございすけれども、こういうものを実施しております。本年度もこういったものを実施いたします。また、文化庁の支援事業でございすますが、小松島高校などでは音楽やアニメなどの技術指導といった講師派遣の旅費とか、そういったものを出してもらえぬわけではございませんが、これも定時制・通信制でも使えるものでございす。また、校外学習に使うバスの借上げでございすますが、県ではございせんが、定時制・通信制に対しまして徳島県教職員互助組合による補助事業がございす。具体的には1校当たり5万円以内というものでございすますが、こういったいろんな補助があると認識しております。

こういった、それぞれ定時制・通信制高校がされる活動の中身について御支援ができるような情報提供とか支援を当県としても引き続きしてまいりたいと思っております。

長尾委員

今、御説明いただいたことは、当然関係者のほうによく教えていただきたいと思うわけでありす。しかし、ここ数年、そういう支援の補助金なりが極端に減ってきている中で、私も定通振興会の会長として、当然いろんな企業さんにもお願いをして、そういう県の教育会とかのなくなった補助金といったことを埋めるべく努力はしているところではございすますが、しかし、やはりそういうことだけでは限界もああります。

バス代というのですばらしい話としては、三好郡の医師会なんかは、池田高校に昔、衛生看護科があった時代、その女生徒さんたちを看護婦さんとして地域の病院等に人材の輩出をしておった、そういうつながりがあって、今はもうそういう科がないのに池田高校に対して医師会の方が寄附をしてくださって、池田高校の定通制の生徒が、あわぎんホールで毎年行われる生活体験発表大会といったときにバスを借り上げる、そのバス代は三好郡の医師会の方々の浄財から来ているということもございす。

これは大変ありがたいすばらしい話でありすけれども、しかし、そうはいってもなかなか厳しい現状もあるし、そういう意味では、全日制とかいろんな互助会が何だかんだ使えますというけども、しかし、やっぱりそこに一つは単独の予算として、定通にいろいろ支援できる事業を是非検討していただきたいと、こういうことではございす。もう一度その辺を酌み取った御答弁をしていただければありがたいと思ひますが、課長さん、できすか。

草野学校政策課長

定時制・通信制につきましては、先ほど御紹介させていただきましたが、定時制・通信制だけの支援事業という形でスクーリングの補助といったものをほかの県にはない形でや

っているところでございます。そういった観点でも、徳島県としても定時制・通信制につきまして大切に考えておるところでございますので、当県としても引き続きしっかり支援をしてまいりたいと思っております。

長尾委員

引き続き支援してということですから、ちょっとまだはつきり分からないので、そこは実もある花もある教育長の御答弁をお願いしたい。

佐野教育長

長尾委員から定通制の子供たちの単独支援ということですが、どういったことができるか、例えば単独でなくても使いやすい予算の枠ができるかどうかというふうなことにもなるかとは思いますが、働きながら、あるいは学校の選択をやり直した子供たちに対して何ができるかということをお題として預らせていただきたいと思います。

西沢副委員長

正に今、私の地元の牟岐町から、事によるとすごいものができるんじゃないかなというものが発信されたので、ちょっとそこらあたりを聞いてみたいと思います。

知事が、韓国ですか、どこか外国へ行って英語村のことを勉強して、それで発案されたということをお聞きしたけども、どこに行ってどういう状況のものを見られたんですか。

加藤グローバル人材育成担当室長

昨年、知事が訪韓いたしました英語村でございます。

韓国にはいわゆる英語村という施設が30か所以上あるというふうにおっしゃっております。そのうち、知事が訪問いたしましたのは、最大の規模と言われておりますソウルの北にございますパジュキャンプというところでございます。こちらのほうは敷地が東京ドーム6個分ございまして、教育棟、それから750人が収容できる宿泊施設、それにショッピングストリート、コンサートホールなどを備えた施設でございます。講師も100人、経営スタッフも40人を抱えておる、正に英語のテーマパークというような施設でございます。施設内で使用できるのは英語のみとなっております、韓国の生徒さんの研修施設であるとともに、海外から修学旅行や研修ツアーも受け入れているというような状況でございます。

西沢副委員長

すごいですね。そういうすごいものを見て、今回、始まりといえども、夏の8月16日から1週間ですね。ちょっと寂しいなという気はするんですけども、まずしょっぱなだからよしとします。

徳島県の街の中、徳島市内あたりだったら本当に外国人に接触する機会も多いし、塾へ行ったりいろんなこともできて、そういう外国の言葉なんかでも、いろいろ勉強することは非常にしやすいんですけども、田舎のほうになると、残念ながらそういう人に会う機会

とか、そういう勉強する機会とかはそうなかなかないと。本当の教育を身近な教育として勉強する機会が非常に少ないんです。だからこそ、田舎のほうには特にそういうほんまもんの勉強する施設なんかの拠点をつくって、そこで勉強できる体制というのを是非強化してほしいなど。

私が言っているのは、牟岐だけ、南のほうだけじゃなくて西のほうもです。全県下でやはりそういう体制をつくって行ってほしいなというのは思います。南のほうだけよかったらいいんじゃないかと。やはり市内のほうは有利なんです、そういう意味では。でも、田舎のほうは不利なんです。だからこそ、そういう施設を利用したり、こういう拠点を利用して、ちゃんとほんまもんをつくって行ってほしいというのをまず思います。

今回、まずは8月16日から1週間、外国から、ハーバードからもイギリスからも来ると言っていましたけども、そういう方々が来て、いろんな勉強をするということですが、その計画が大体出来上がったと思うんで、その計画はどんなものか、まず教えてください。

加藤グローバル人材育成担当室長

「Tokushima英語村」プロジェクトについてでございます。

この事業は、高校生に海外の大学生のセミナー等を通じて生きた英語に触れてもらうと、さらには、多様な価値観を持った大学生や様々な経験を有します社会人等と交流をすることによって、自らの将来の選択肢の幅を広げて、自らそれを選択していく大きな契機にしてもらうということを目的にしております。

具体的には、「徳島×Summer School」として実施するものでございまして、8月16日から22日までの6泊7日、場所は県立牟岐少年自然の家、それから牟岐町海の総合文化センターなどを活用いたします。参加高校生につきましては40名でございます。これにハーバード大学を中心とする海外の大学生が10名加わり、さらには、国内のバイリンガルの大学生が10名、それから、このサマースクールの企画運営に当たります国内の大学生が20名、総勢約80名でございますが、1週間参加する予定となっております。

この1週間のメニューでございますが、四つのプログラムから編成される予定でございまして、一つ目は、海外の大学生が講師となって英語ベースで教える少人数セミナー。二つ目が、国内外の第一線で活躍する社会人との対話型フォーラム。三つ目が、地域の魅力を体験し、再発見する体験型のワークショップ、こちらのほうでは地元牟岐町の方々との交流も計画をいたしております。それから四つ目が、幅広い経験を有する社会人とのフリーな対話の場でありますフリーインタラクション。この四つのメニューで構成される予定となっております。

主催につきましては県の教育委員会でございますが、大学生やその卒業生らで構成されるH-LABというグループが企画運営を行います。こちらのほうは、4年前からハーバードの大学生や社会人を招いて高校生と対話、交流させるサマースクールを東京で実施しており、昨年はこれが東京と長野県小布施で実施されております。今年につきましては、教育委員会と連携して行う初めてのサマースクールとして徳島に誘致をしたものでございまして、東京と長野小布施と、そして徳島、3か所同時に行われるものでございます。

西沢副委員長

私が聞いておるところによりますと、牟岐町にしかないあんどんを組み立てて何かやるとか、そんな話もいろいろ聞いておりますし、牟岐町の婦人会が中心になったボランティアがかなり応援するとか、そんな体制も聞いております。

まずはこのサマースクール、日本のほかでこういうことをやっておられると思うんですけども、その状況なんかを教えてください。

それで、牟岐でやるこういうサマースクールは、これからどうなるのか、この1回限りなのかとか、そのあたりをちょっと教えてください。

加藤グローバル人材育成担当室長

繰り返しになりますが、H-LABというグループが4年前からスタートさせましたサマースクールでございます。これは、東京と、それから去年は長野県の小布施の2か所で実施されておりました、今年は徳島を含めて3か所で実施されることとなります。メニューにつきましては、ほぼ同じようなプログラムで構成されますが、地元との交流活動は当然地域によって異なります。徳島県は牟岐でございますので、豊かな県南の自然を十分に生かした体験活動を海外の学生や県内高校生と一緒に体験してもらいたいと考えております。

今後のサマースクールでございますが、まずは今年は第1回目ということでございます。我々といたしましても、まずはこの第1回目をしっかりと成功させていくということが第一だと思っております。もちろん1回で終わらせずに、できるだけ来年度以降も継続していければと考えております。

西沢副委員長

日本で牟岐も含めて3か所ということで、ほかのところはもう何年も続いていると。東京は今年が4年目ですか。というふうに、何かほかでは決まって続いてきているということで、是非まずは来年度に向けて続けていくように努力してほしいなと思うんです。先ほど一番最初に言いましたように、1週間だけでは英語村とはちょっと言いづらいなと、ちょっと恥ずかしいなと思っておりますので。

それから、一番最初の原点であります韓国、これはほかでかいですが、そこまでは言いませんけども、やはり先ほど言いましたように、市内以外の田舎のほうは、非常にそういう教育をする、勉強する機会が少ないんで、英語だけでなく、外国人との交流をやって、外国のこともいろいろ知る、外国との確認をとっていろいろ話し合いができる、そういうような場は必要だと思うんですけども、それ以外に、例えば1週間以外にもいろいろ、例えば1か月に一遍ぐらい集まってやってもらおうとか、そんなことができればと思うんです。そのためには金が要らんようにせないかんし、外国人のボランティアなんかを市内のほうから募って1か月に一遍ぐらい持ち回りで来ていただくとか、そういうことをすれば格安でできるん違うかなと。

そのときに、もう一つは、外国の方も有利なように、徳島県で住まわれている外国の方も、いろいろ問題点というか、言いたいことがあると思うんです。こうやってほしい、ああやってほしいとか、また、徳島の人ともっともっと深く交流したいとか、いろんな思いがあると思うんで、そういうのを兼ね備えて、両方がいのようにできるような仕掛けができれば、両方がいいということになると長続きしますのでいいんじゃないかなと。そういう仕掛けをやってほしいです。

徳島だけじゃないですけども、徳島在住の外国の方々にボランティアで来ていただいて、その中でいろんな話をしたり、英語も教えていただいたり、そういう両方がいい付き合いをしていくというのを、この牟岐少年自然の家とか、西部のほうとか、そういうところの中でやっていただければ、これは双方がいいんですから喜んでもらえる事業になるんじゃないかなと思うんですが、ちょっとそこらあたりを検討していただだけませんか。

これは始めたところですので、ちょっと教育委員長の意見を聞かせてください。

松重教育委員長

今朝のグローバル人材の話から、ある面で非常に共通するお話かと思えます。やはりグローバル人材というのは今、求められている人材で、ただ、これは、今日の議論もありましたように、英語ができるだけということではなくて、いろんな価値観の異なる人とコミュニケーションができると。それについては、自分自身がちゃんとしているということがまず大事だと思います。相手のことを理解できるということだと。その中の一つの言語として英語がある。昔はドイツ語であるとかフランス語とかあったんですけど、今、英語が主流になっています。例えば、我々は海外に行くこともあるんですけど、アフリカの方は英語がうまいです。どうしてかという、アフリカの国にはいろんな民族があります。共通言語をどうするか、これが英語になっているんです。それからシンガポールもそうですけど、そういう面で必要度があるというのが英語の普及の一つだと思います。日本の場合はそれが余りないということで、結果的に英語が普及していないのも事実だと思います。戦後、ずっといろんな教育の中で英語教育をやられていますけど、現在としてはほとんどの人が話せないという状況ですので、これはやはりある面では反省すべきことがあると思います。

したがって、今、英語をどうするか。今、委員のお話がありましたように、いろんな工夫ができるんじゃないかと。施設の問題がある、人の問題、予算の問題があります。今日もALTの話がありました。これだけ45名の方がおられれば、ある期間、そこに交代で行っていただくのもいいのではないかと。英語が上達するのは、先ほどありましたように、やはり一種のショックを受けないと英語をやろうという機会にならないんです。つまり、1日中か、ある場面で英語を使えないと、自分の存在感がなくなるような感じがする、それがないと本当に英語をやろうという気になりません。一度海外にというお話もあったんですけど、それは感じだけであって、集団で行っても余り英語はうまくならないんです。だから、これは安全の問題もありますから高校生、中学生にそれを勧めるというのはどうかと思いますけど、やはり一番いいのは、1人で海外に行って、本当に危険も隣り合わせ

の中で英語というコミュニケーションがないと生きていけないというふうな状況になれば、これは自然といろんなところで英語を学ぶというか、学ばないといけないという、そういう観点になると思います。

それは一般論なんですけど、先ほどの話で、いろんな機会はやはり工夫すればあるんじゃないか。今、いろんな高校、セミナーハウスもちょっと空いてきています。つまり、前に宍喰の商業高校があって、今、統合されていると思います。あそこにセミナーハウスがありました。実は1週間前ぐらいに、私は行きました。立派な施設があるんです。あそのこの2階に大広間があって、下のほうは食堂があると。それがまだ使われておりません。だから、そういったところで、集団生活を行い、そのときは英語でないとだめ、まあ一気にはだめだと思うんですけど、そういうこともかなり有効ではないかと。そのときにやはり指導者が要るわけで、先ほど言ったようなALTの方が、そういう契約になっているかどうかは知りませんが、そういうALTの方、それから、市内ないしは県内には経験者、ボランティアの方もおられると思いますから、そういう人を活用するというのもあるかなと思います。

いずれにしろ、今度の牟岐少年自然の家にしても、あれは海の近くです。だから、防災も関係します。だから、海外の人は津波の経験がないわけですから、そういった海外の人の経験も含めて、防災教育もやれるし、集団生活もやれると。それはいろいろ工夫次第だと思います。そういった面では、限られた予算だと思いますけど、これをやるという強い意志の中で、いろんな人の協力のもとに徳島県としてできるだけそういう視点を持った人を育てるといったことを皆さんとともにやっていければと思います。

西沢副委員長

次に言おうと思っていたことを大体言われましたけども、さっきのALTのこともそうですね。それと、牟岐少年自然の家は、宿泊できる施設ですから余分なお金は要りませんので、そういうことから施設のにもいいと、場所的にもいいと。今、言ったように、いろんなほかの勉強もできるということでもいいんじゃないかなと私も思うんです。

日本の英語教育というのは、皆さん言いましたけど、10年、また大学へ行ってまで勉強しても話せないという、本で読んでもなかなか字も解読できないという、残念ながら生きた英語教育なのかなというふうな疑問点を持っている人が多いんじゃないかなと。その中で、やはりそういう1対1とか、小グループの中で普通の会話の中から覚えていくというのが、単なる英語だけでなく、相手の考え方とか、そういういろんなことを勉強していくというのが、多分、行った人間はカルチャーショックを受けて自分の範囲が広がるんじゃないかなと、考え方が広がっていくんじゃないかなと、それこそが一番生きた教育じゃないかなという気がします。だから、特に田舎のほうはそういう機会が少ないということで、是非ともこれは単なる1週間というだけでなく、うまく広げていって、いいプロジェクトにしてほしいなど、いい企画を出してもらって本当に生きた教育の教材にしてほしいと思うんですけど、最後に今度は教育長のほうに振ります。

佐野教育長

今、教育委員長にお答えしていただきましたけれども、そういう英語がしゃべれるというふうな機会については積極的に設けていかなければならないと認識しております。外なるグローバル化、内なるグローバル化があると思うんですけれども、その一方でグローバルという言葉がありますように、内を知り、外を知り、そして世界の中で活躍し、そして、英語村を運営する学生たちの言葉をかりれば、進学するもよし、しなくてもよし、外国へ行かなくてもいい、ただ、自分が何者であるかということについては認識する必要があるというふうな、そういう会話をしたことがございます。そういった意味で、英語を学ぶ、世界を学ぶ、いろんな意味で本当の学習をする機会を徳島で設けられたらと考えております。

西沢副委員長

特に最近では、日本だけで又は徳島県だけで物を考えていくというだけではだめなような世の中になってきています。もっと本当に大きな意味で世の中の動きを捉えて、その中で自分の位置を確かめて、自分が何を行動していったらいいかということそれぞれが考えて実践して行ってほしいなと。その意味でも、やはり皆さんが本当に勉強できる体制づくりが必要なんじゃないかなと思います。そういう意味で、また本当によろしく頼みます。ほんまもんの英語村にしてほしいなと思います。英語村というのは英語だけじゃないんです。そういうことでよろしくお願いします。

それと、さっき長尾委員がちょっとお話ししました。私が防災委員長のときに一緒に行って、横浜でそういう施設を見せていただいて、その中で、ああ、これはいいなということで長尾委員が目を留めて、その直近の委員会だったと思いますが、委員会でその話を持ち出されて、子供たちにそういう教育を、自分たちの教育も含めて、それを各家庭にまで持ち込んで行って、みんなでこの輪を広げていく、そういう防災教育の一環として是非やってほしいという話をされたのを私は覚えてます。

その中で、ちょっと今、当時の受け答えを見よったんですけど、全部見れませんでしたけれども、何か答えはやっぱりいまいちです。必要性がある部分につきましては検討してまいるとか、何かすばつとよう答えていないんで、これは予算の関係もあるんでしょう。でも、一発にやれというのではなくて、まずは始めなさいよということが大切なんだと私は思います。言われて、余り金が要らなくて、まずは手始めにするというんだったら、そんな大きな金にはならなくて、それも子供たちにやらすんですから人件費は要りません。そして、それが危ないというんだったら親御さんも一緒に来たらいいんじゃないですか。保護者と一緒になってやったら、保護者も勉強になるんじゃないですか。だから、そういう考え方をなぜしないのかって、聞いていてそう思いました。本当にやる気あるんですかと、子供たちを、この世の中を良くする、そういうことを考えないんですかと、そう感じざるを得ませんでした、さっきの受け答えは。自分たちじゃなくて前の人だということがあるかもわかりませんが、でも、これは一例だと思います。もっと前向きな、それも金がどうしてもなくて仕方ないんだったら分かりますよ。当たり前です、次に予算をとらないか

んから。でも、次の予算もとってないでしょう。全部やらなくてもできるところからやっていったらいいじゃないですか。そういうこともしてないじゃないですか。じゃあ、やる気ないんと一緒じゃないですか。そういうことを感じましたよ、さっき。これは一例です。でも、全てのことに對してもっと前向きに取り組んでほしいなというのが私の感想です。

早急にやるんですか。

小原副教育長

ただいま副委員長のほうから、もう少ししっかりやれという激励のお言葉をいただきました。ありがとうございます。

先ほど教育長からも答弁がありましたように、防災教育は大変重要だと認識していることには間違いございません。一方において、副委員長から御指摘もありましたように、予算の制約があることも事実でございます。今日の委員会の議論も踏まえまして、教育委員会としては防災教育に全力で取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

西沢副委員長

それと、もう一つ感じたのは、教育長、また教育委員長がお願いしたことに対して、各学校がどう捉えているかという問題です。

要するに最近思うのは、当然ながら学校は校長そのものの権限が強いです。でも、逆に強過ぎるんかなと。本当にちょっとでもいいから早くしてほしいということに対しては、ぱんぱんと学校側も受けてもらえるような、そのぐらいのことをやってもらわなかったら、いや、これは学校側が、校長が全権限を持つとるんで、私らはちょっとお願いだけですよというんでは、本当にやりたいことはやれません。絶対にやってほしいというやつは、かなり尻をたたくぐらい、たたくと言ったらいかんのやけど、そういうやはりハッパを掛けるようなことでないと、先ほど聞きよったら、何か単なるお願いみたいな、文章に書いて、はい、お願いみたいな感じでした。じゃないんだと思います。本当にする気があったら一人一人校長を説得しますよ。そのぐらいの気概を持ってやってほしいなというふうに感じました。

9月議会で長尾委員がもっと聞きたいと言っていますので、よろしくお願ひいたします。終わります。

元木委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました教育委員会関係の付託議案については、原案のとおり可決又

は承認すべきものと決定することに御異議ございませんか。

達田委員

議案第1号には賛成でございますが、19号につきましては、私としては退席させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

元木委員長

それでは、ただいま達田委員から、議案第19号については退席したいとの意思表示がございましたので、分けて採決いたしたいと思っております。

（達田委員退席）

それでは、議案第19号については、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第19号「控訴の提起に係る専決処分の承認について」、承認すべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員であります。

よって、議案第19号は承認すべきものと決定いたしました。

（達田委員復席）

次に、既に採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。

お諮りいたします。

既に採決いたしました議案第19号を除く教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、既に採決いたしました議案第19号を除く教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

承認すべきもの（起立採決）

議案第19号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付の請願文書表を御覧ください。

初めに、請願第18号「徳島県立図書館の図書費増額について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県立図書館は文化の森に移転後23年が過ぎましたが、この間、相当額の図書購入費を投入してまいりました。現在は、県立図書館として所蔵すべき基本的な図書は、ほぼ整備できたのではないかと考えているところです。

昨今の県財政を取り巻く厳しい状況下において、図書の購入予算は、平成15年度から減少傾向になっているものの、平成21年度から24年度までは、他の予算額が減額となる中、3,230万5,000円を維持してまいりました。

さらに、平成25年度におきましては300万円を増額し、「未来を切り拓く人材の育成」をテーマに、豊かな感性の醸成や郷土への誇りと国際的な視野の涵養に役立つ図書、キャリアの習得やスキルアップにつながる図書を整備し、県立学校をはじめ多くの県民の方々に広く御利用いただいております。

平成26年度当初予算におきましても、昨年度と同額の3,530万5,000円を計上しており、引き続き次世代の若者の育成に資する図書を充実するとともに、子供たちが初めて接する図書である絵本などを重点的に整備してまいります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、図書購入の予算確保に努めるとともに、運営に更なる工夫を凝らし、県立図書館の役割を十分果たしてまいりたいと考えております。

元木委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第19号「県西部の県立高等学校への看護師課程の設置について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

県西部におきましては、生徒数が急激に減少しており、今後もその傾向が続くことが予測されているほか、実習受入れ可能となる病院が少ない上に広く分散している状況にあります。

このようなことから、一定の進学希望者の確保、母性看護学をはじめとする臨地実習施設や医師など多数の外部講師の確保、専門職員の配置や施設整備に必要な財源の確保など、

設置に向けては非常に厳しいものがあり、このため高校再編を進める県西部の二つの地域協議会におきまして、看護師養成課程の設置は難しいとの旨の報告をそれぞれいただいているところであります。

また、県内の2大学からも新たに看護科の卒業生が輩出されており、看護師の供給が増加しておりますとともに、保健福祉部におきましても修学資金貸付事業の実施など、県内定着率の向上に向けた取組が進められていることから、今後、このような状況を慎重に見極める必要があると考えております。

川端委員

教育長から現状についての話がありましたけれども、私は紹介議員になっておる立場から、そしてまた先ほど、かつて三好の医師会のほうから池田高校に対する支援の時代もあったということで、今、2025年問題を控えて、将来、非常にたくさんの高齢者が介護や医療を受ける時代がやってくるわけです。そうしたときに、県西部の医療を支える看護師さんの育成は非常に重要でして、さらにもう一つは、若い女性の方が県外に流出する、これを止めなければいけない。これを止めるためには、その地域に雇用の場が必要になるわけでありまして。両方併せて考えたときに、やはり阿南にありますような県立高校に看護専門コースを設けて、そして、その地域の若い女性を看護師さんとして養成し、そして、その方が地域の高齢化時代を支える、そしてまた県外へ流出しないといった意味でも、これは非常に重要なことではないかと思っておりますので、採択でお願いいたします。

元木委員長

それでは、ただいまの理事者の説明、そして委員の意見表明を踏まえ、本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第32号「高校再編における校地の選定について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

阿南市地域における高校再編につきましては、平成24年2月、新しい学校の設置場所、設置学科、再編統合時期などを含む高校再編計画骨子（案）を策定いたしました。

その後、実施しました地域説明会と意見募集において、様々な御意見をいただいております。

ますので、引き続き、県教育委員会といたしましては、新高校が地域の子供たちの期待に応えられる学校となるよう、教育を受ける子供たちの視点に立って、高校再編計画（案）の策定に向け、慎重に検討してまいりたいと考えております。

元木委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

それでは、本件については、継続審査とすべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第60号の2「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

佐野教育長

「①小学校1・2・3・4・5・6年生，中学校1年生に続き，中学校2年生でも早急に35人学級を実現すること」につきましては，学力向上やいじめ，不登校問題への対応，さらには，特別な支援を要する子供への対応など，学校の抱える課題が複雑・多様化する中，子供たちがこれまで以上に生き生きとした学校生活を送り，確かな学力を身に付けるためには，教員が子供と向き合う時間を確保し，一人一人に対するきめ細やかな指導を推進していくことが重要であると考えております。

これまで本県では，国に先駆けて35人を上限とする少人数学級編制を段階的に導入してまいったところであります。まず，学校生活に不慣れであり，以後の学校生活に対する影響が非常に大きい小学校1・2年生については，平成16年度の入学生から導入を開始いたしました。平成20年度には，複数の小学校からの入学や教科担任制への移行などにより，学習・生活環境が大きく変化する中学校1年生を対象を拡大しております。その後，平成23年度から平成25年度の3年間で対象学年を小学校3年生から小学校5年生にまで上げ，さらに本年度，小学校6年生を新たに対象に加えて，小学校1年生から中学校1年生までの連続した全ての学年において少人数学級を実現することにより，きめ細やかな指導を着実に推進してまいりました。

今後は，少人数学級編制の成果と課題を検証するとともに少人数指導の効果的な活用を図りながら，きめ細やかで質の高い指導の充実に努めてまいりたいと考えております。

「②就学援助を拡充すること」につきましては，就学援助制度は，経済的理由によって就学が困難な小中学校の児童生徒の保護者に対して，国の補助を受けて，市町村が主体となり，学用品費や修学旅行費などの援助を行うものであります。

平成22年度から、要保護児童生徒に対する就学援助について、新たにクラブ活動費や生徒会費などが国庫補助の対象に付け加えられております。

このことにつきましては、市町村教育委員会に対し、国からの通知を連絡しているところでございますが、今後とも、市町村が就学援助に関して適切な対応ができますよう、国からの情報をしっかりと伝えてまいります。

「③小・中学校の給食費無償化を国にはたらきかけること」につきましては、成長期にある児童生徒が、食に関する正しい理解と適切な判断力を養い、正しい食事の在り方を体得するとともに、食事を通して好ましい人間関係を育成するために、学校給食の充実と普及を図ることは大変重要であると考えております。また、国においても、学校給食は各学校における教育目標を実現するための重要な役割を果たすものであり、学校における食育の推進に高い教育的効果が期待できる生きた教材として、積極的な活用を進めているところです。

学校給食法では、調理のための施設設備に要する経費や調理員の人件費等については、学校給食の実施者である市町村が負担し、食材費などそれ以外の学校給食に要する経費については、保護者が負担することとなっております。また、経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対して、国及び市町村が学校給食費を援助する制度が定められています。

県教育委員会といたしましては、今後とも安全で安心な学校給食が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

元木委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

（「継続」と言う者あり）

（「採択」と言う者あり）

それでは、意見が分かれたので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの（起立採決）

請願第18号、請願第19号、請願第60号の2

継続審査とすべきもの（簡易裁決）

請願第32号

これをもって、教育委員会関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正・副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元に御配付しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、7月29日から31日までの3日間の日程で、高校生の就職・進学支援、家庭教育支援等を調査するため、鹿児島県及び熊本県の関係施設等を視察したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（14時42分）